

## 総務文教委員会記録

### ○開催日時

令和2年9月24日 午前9時58分～午後4時15分

---

### ○開催場所

第3委員会室

---

### ○出席委員（7人）

委員長	徳永武次	委員	川添公貴
副委員長	井上勝博	委員	落口久光
委員	瀬尾和敬	委員	坂口健太
委員	杉蘭道朗		

---

### ○説明のための出席者

総務部長	田代健一	広報室長	黒木諭
総務課長	古里洋一郎		
主幹兼職員グループ長	中道美保	会計課長	脇園和文
秘書室長	山元一将		
文書法制室長	川畑央	教育部長	上大迫修
財政課長	鬼塚雅之	教育総務課長	大濱浩一
財産活用推進課長	園田克朗	主幹兼教育施設整備グループ長	藤井孝彦
税務課長	佐多誠一	主幹兼就学支援グループ長	菊池克彦
収納課長	山口隆雄	学校教育課長	村上勝美
契約検査課長	橋口堅	社会教育課長	橋口公男
危機管理監	佐多孝一	文化課長	羽田美由紀
防災安全課長	堂元光信	少年自然の家所長	南竜治
原子力安全対策室長	祁答院欣尚	中央図書館長	堂元清憲
企画政策部長	末永隆光	選挙管理委員会事務局長	坂元久徳
企画政策課長	上戸理志		
甌はひとつ推進課長	奥平幸己	監査事務局長	茶圓勝久
行政改革推進課長	東田幸一	公平委員会事務局長	
地域政策課長	下蘭伸一		
情報政策課長	福元昭宏	議会事務局長	道場益男
ひとみらい政策課長	入枝哲也	議事調査課長	堀ノ内孝

---

### ○事務局職員

事務局長	道場益男	課長代理	久米道秋
議事調査課長	堀ノ内孝	議事グループ員	芦谷仁美

---

○審査事件等

付 託 事 件 名	所 管 課
議案第123号 決算の認定について（令和元年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	企 画 政 策 課
	甌はひとつ推進課
	行政改革推進課
	地 域 政 策 課
	ひとみらい政策課
	情 報 政 策 課
	広 報 室
	教 育 総 務 課
	学 校 教 育 課
	文 化 課
	社 会 教 育 課 (中央公民館)
	中 央 図 書 館
	少 年 自 然 の 家
	総 務 課
	秘 書 室
	文 書 法 制 室
	財 政 課
	財 産 活 用 推 進 課
	税 務 課
	収 納 課
	契 約 検 査 課
	防 災 安 全 課
原 子 力 安 全 対 策 室	
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	
会 計 課	
公 平 委 員 会 事 務 局	
監 査 事 務 局	
議 事 調 査 課	

△開 会

○委員長（徳永武次）ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。

本委員会は、本日と25日の2日間の審査を予定しておりますが、お手元に配付の審査日程により審査を進めることとし、本日は、可能な限り審査を進めることとし、進捗状況により後ほど判断したいと考えております。ついては、そのように審査を進めることで、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。よって、そのように審査を進めます。

ここで、本日からの審査に当たって、留意事項を申し上げます。

まず、審査は、決算認定議案のみを行い、所管事務調査は行いませんので、質疑をされる場合には、決算に関連したものとなるよう御留意ください。また、各課の審査の冒頭に、部長等から、決算の概要として主要施策の成果の概要説明を受けた後、課長等から決算内容の説明を受けることとしておりますので、よろしくお願ひします。

ここで、傍聴の取扱いについて申し上げます。現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可します。

---

△議案第123号 決算の認定について  
(令和元年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算)

○委員長（徳永武次）それでは、議案第123号決算の認定について（令和元年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）を議題とします。

---

△企画政策課の審査

○委員長（徳永武次）まず、企画政策課の審査に入ります。

はじめに、決算の概要について、部長の説明を求めます。

○企画政策部長（末永隆光）それでは、決算附属書の31ページを御覧ください。

まず、1、市政の総合的な企画立案等では、（1）において、総合計画前期基本計画の振り返りを行うとともに、令和2年度を始期とする後期基本計画を策定いたしました。なお、策定に当た

りましては、まちづくりワークショップを開催し、総合戦略との統合、SDGsの開発目標と本市が取り組む各種施策との関連づけを行ったところであります。

（2）において、令和2年度を始期とする第2期総合戦略は、後期基本計画に統合し、雇用、移定住、結婚・出産・子育て、地域づくりの4分野の施策を集中的かつ効果的に推進することとしております。また、総合戦略検証評価委員会によります評価を行うなど、PDCAサイクルによる進行管理に努めたところであります。

飛びまして、（7）におきまして、定住支援センターにおいて、相談対応や情報発信、PRに努めるとともに、住宅取得、次のページになりますが、住宅リフォーム新幹線通勤定期購入の定住促進補助制度による支援を継続いたしました。

なお、条例を改正し、令和2年度から3年間制度を延長し、住宅取得補助に丙地域を追加し、50歳未満の子育て世代に特化した制度とするとともに、申請期間について、転入後1年以内から転入後3年以内に申請できるように見直しをしたところであります。

また、エにおきまして、大学卒業生の市内企業への就職と定住を促進するため、37件の奨学金返還支援を行うとともに、オにおきまして、純大への就学促進のため、16人に対し入学金の支援を継続し、新たに卒業時の市内就職を促進するため、ポリテクカレッジと看護専門学校を対象に加え、入学時の支援と市内就職時の支援の制度に見直しをしたところであります。

（9）におきましては、空き家の利活用を図るために、空き家バンクの登録とマッチングを実施するとともに、地域への移定住を促進するため、地区コミ等が整備する地域定住住宅整備の補助を里地区に交付をいたしました。

なお、空き家バンクの利活用促進を図るため、令和2年度から家主、利用者の両者に奨励金を交付する空き家バンク成約奨励金制度を創設いたしました。

34ページを御覧ください。

ウの地区振興事業助成金制度におきましては、公共関与によります産業廃棄物管理型最終処分場、いわゆるエコパーク周辺の環境整備を推進するため、鹿児島県市町村振興助成事業を活用し、3事

業、6件の事業を実施いたしました。

大きな2、統計調査におきましては、毎年実施する各種統計調査のほか、5年ごとに実施される農林業センサス、経済センサス基礎調査及び全国家計構造調査を実施したところであります。

○委員長（徳永武次）次に、決算内容についての当局の説明を求めます。

○企画政策課長（上戸理志）まず、歳出になります。決算書の87ページをお開きください。2款1項6目、事項、企画開発費は、第2次総合計画後期基本計画等策定支援業務委託、地域活性化基金の運用利子に伴う積立金等が主なものでございます。

次に、89ページになります。

土地対策費では、土地対策に係る臨時職員の賃金が主なものでございます。

次の定住促進対策事業費ですが、定住支援センター業務嘱託員の報酬のほか、定住住宅取得補助金ほか5件の定住関係の補助金、奨学金返還支援基金の積立金でございます。なお、奨学金返還支援基金については、企業版ふるさと納税制度を活用して、次年度以降に支出する奨学金返還補助金の原資を積み立てるもので、22人分を積み立てております。

次に、ゴールド集落活性化事業費ですが、ゴールド集落定住住宅取得補助金とゴールド集落定住住宅リフォーム補助金のゴールド集落定住促進補助金が主なものでございます。

次に91ページになります。下のほうになります。

地域移定住促進事業費では、地区コミや団体等から地域の移定住を促進するためのハード整備を支援する地域移定住促進補助金でございます。

以上が企画費でございますが、企画費での50万円以上の不用額は、19節の負担金補助及び交付金でございまして、企画政策課分が202万996円となっております。これは、定住促進対策事業費の新規分の補助金について、見込みよりも少なくなったものであります。

続きまして、107ページをお願いします。

107ページの中ほどになりますが、2款5項1目統計調査総務費、事項、一般管理事務費ですが、職員1名分の給与費、市町村民所得推計事務委託が主なものであります。

なお、3節職員手当等の扶養手当、通勤手当、児童手当については、該当職員が受給の対象となっていなかったため執行は全くありませんでした。

次に、同項2目基幹統計調査費、事項、基幹統計調査費でございますが、工業統計などの調査員等の報酬、職員の時間外手当、臨時職員に係る経費が主なものであります。

なお、統計調査総務費及び基幹統計調査費における1節50万円以上の不用額につきましては、1節の報酬、委員等報酬でありまして、196万5,020円となっております。これは、農林業センサスなどの調査対象の減少による調査員報酬の減によるものであります。

続きまして、歳入になります。13ページをお願いいたします。

9款1項1目1節国有提供施設等所在市町村助成交付金は、一般的に基地交付金と呼ばれ、自衛隊施設の固定資産に関連して交付されたものでございます。

次に、31ページになります。

中ほどになりますが、15款2項1目2節電源立地地域対策交付金は、長期発展対策交付金相当分であります。

次に、その下、同目24節地方創生推進交付金は、地方創生の先駆性のある取組などに対する交付金でございまして、1事業に充当しております。

39ページをお願いいたします。

16款2項1目1節総務管理費補助金のうち、企画政策課分は、土地利用規制等対策費交付金、これは、国土利用計画法に基づく土地売買届けに係る事務交付金でございます。

同目5節電源立地地域対策交付金は、移出県等交付金及び周辺地域交付金相当分でございます。

47ページをお願いいたします。

16款3項1目5節統計調査費委託金は、各統計調査事務に係る委託金でございます。同目6節権限移譲事務委託金のうち、企画政策課分は、新たに生じた土地の確認事務に係る委託金でございます。

次に、53ページになります。

同項2目1節利子及び配当金のうち、企画政策課分は、地域活性化基金奨学金返還支援基金の利子収入でございまして、基金運用に係る利子収入であります。

次は、57ページをお願いいたします。

19款1項62目1節地域活性化基金繰入金は、総合戦略事業の財源として繰り入れたものでございます。

同項67目1節奨学金返還支援基金繰入金は、奨学金返還支援事業の財源として繰り入れたものでございます。

次に、61ページをお願いいたします。

61ページの21款5項4目雑入になりますが、一番下の企画政策課分は、定住促進補助金返納金、めくっていただきまして、移住体験住宅使用料金、県市町村振興協会からの地区振興事業助成金、ミニポートピアさつま川内からの環境整備協力金等でございます。なお、定住促進補助金返納金については、4件、39万2,000円が収入未済となっております。

続きまして、372ページをお願いいたします。

財産に関する調書のうち、372ページの6行目、土地開発公社への出資金、それから、376ページをお願いいたします。上から4行目の地域活性化基金等、2行開けまして、奨学金返還支援基金、こちらのほうが企画政策課分になります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）奨学金返還支援事業と就学支援補助事業と就学定住支援補助事業は、それぞれ37件、16人、28人となっておりますが、希望者がどのぐらいいらっしゃるのかというのわかりますか。

○企画政策課長（上戸理志）委員からございました3種類の補助金につきまして、まず、返還支援につきましては、これは、資格に該当するかどうか、前年度にエントリーという形でまず申し出がございまして、今のところ、資格に該当する方というものがほとんどございまして、受け付けた中のほぼ皆さんに対して、こちらのほうはエントリーをして翌年度から返還金の支援、補助のほうを2分の1、上限200万円という形で支出しております。

それから、あと二つの就学支援と、それから、もう一つの就学定住支援、これは市内に在住の方、3年以上市内に在住の方が対象になりますので、

そういった方たちに、あらかじめ純心女子大学、それから、川内看護専門学校、ポリテクカレッジ等に行って説明もしておりますので、こちらのほうに申請がある方は対象になっている方がほとんどでございます。

○委員長（徳永武次）ほかにございせんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

以上で、企画政策課の審査を終わります。

△甌はひとつ推進課の審査

○委員長（徳永武次）次に、甌はひとつ推進課の審査に入ります。

まず、決算の概要について部長の説明を求めます。

○企画政策部長（末永隆光）それでは、甌はひとつ推進課の令和元年度決算の概要について御説明申し上げます。

決算附属書の35ページを御覧ください。

まず、1の甌島振興におきましては、(1)において、甌島ツーリズムビジョンに基づき設置いたしました、甌島ツーリズム推進協議会の地域振興部会など四つの部会を中心に、インタープリターのフォローアップ講座を実施したほか、各部会により日常マップの作成、海岸漂着物清掃イベント、化石発掘体験会や甌島方言講演会、インタープリターによるモニターツアーなどを実施いたしました。

なお、令和2年度を始期とする第2次甌島ツーリズムビジョンを策定し、具体の実践計画として、行動計画も盛り込んだところであります。

(3)におきましては、平成25年4月の改正離島振興法に基づく離島活性化交付金を活用して、甌島ツーリズムサインの設置工事を行うとともに、甌島で生産される焼酎、水、製造食品、この三つの戦略产品及びその原材料等の海上輸送費を支援いたしました。

36ページを御覧ください。

(4)では、平成29年4月に創設されました特定有人国境離島地域社会維持交付金を活用いたしまして、離島活性化交付金から移行した甌島の農水産物及びその原材料の海上輸送費の支援を実施するとともに、格安航空と連携して、甌島の滞

在型観光の情報発信を行ったところであります。

(6)におきましては、甑はひとつ推進会議の提言を基に、甑島地域一体化方針案について、住民説明会を開催し、方針を決定いたしました。なお、令和3年10月の組織再編に向け、準備を進めているところであります。

(8)では、上甑島で見えられましたハドロサウルス類の比較標本といたしまして、サウロロフス全身骨格産状標本レプリカを製作するとともに、甑ミュージアム構想検討のため、恐竜化石等博物館構想検討委員会の開催及び同施設の基本設計を行いました。

**○委員長（徳永武次）**次に、決算の内容について当局の説明を求めます。

**○甑はひとつ推進課長（奥平幸己）**それでは、歳出から説明をいたします。

決算書の89ページをお開きください。

2款1項6目企画費、甑はひとつ推進課分は、備考欄の一番上、甑島地域振興費に記載のとおりで、主なものは、甑島しま旅拡大事業業務委託ほか2件の委託料、甑島輸送支援協議会補助金ほか3件の補助金などがございます。

次に、157ページをお開きください。

7款1項3目観光費では、備考欄の中段でございます。観光物産施設事業費のうち、米印の甑はひとつ推進課分で、平良小池地区防火線伐採業務委託が主なものでございます。

次に、193ページをお開きください。

10款5項2目文化振興費のうち甑はひとつ推進課分は、備考欄の中段、恐竜化石活用事業費で、サウロロフス全身骨格産状標本レプリカ製作業務委託ほか3件の委託料等が主なものであります。

なお、191ページの19節負担金補助及び交付金の不用額のうち、甑はひとつ推進課分として、負担金6,000円の未執行がございます。これは、学芸員の学会参加の負担金、1人1回分について、3月開催予定でしたが、新型コロナの発生拡大により中止されたため未執行となったものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

決算書の31ページをお開きください。

15款2項1目総務費補助金15節離島活性化交付金は、甑島戦略産品海上輸送費に対する助成と甑島ツーリズム推進事業に対する補助金でござ

います。

次に、39ページをお開きください。

16款2項1目総務費補助金11節特定有人国境離島振興対策事業交付金は、有人国境離島法に関する事業に対する補助で国の補助金を県が受入れ、市町村には、県補助金として交付されております。事業内容は、農水産物の輸出入にかかる輸送費支援、旅行者にもう一泊してもらうための旅行商品の開発など滞在型観光の促進に関する支援、雇用機会の拡充に寄与する創業や事業拡大への支援補助でございます。

次に、45ページでございます。

16款2項8目教育費補助金4節社会教育費補助金のうち、備考欄の甑はひとつ推進課分、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金は、鹿島支所で実施しました恐竜化石活用事業に対する補助でございます。

次に、63ページでございます。

21款5項4目雑入1節雑入のうち、米印で、甑はひとつ推進課の離島甲子園参加助成金は、対馬市で開催された全国離島交流中学生野球大会に参加したことに対する県離島振興協議会からの助成金でございます。

**○委員長（徳永武次）**ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（徳永武次）**質疑はないと認めます。

以上で、甑はひとつ推進課の審査を終わります。

△行政改革推進課の審査

**○委員長（徳永武次）**次に、行政改革推進課の審査に入ります。

まず、決算の概要について、部長の説明を求めます。

**○企画政策部長（末永隆光）**決算附属書の37ページを御覧ください。

まず、1、行政改革の推進では、(1)のAにおきまして、前年度の振り返りを行い、部局経営方針及び支所運営方針を策定し、公表いたしました。

イでは、ひとみらい、六次産業、次世代エネルギーの3特定職の廃止、医療福祉対策監の設置な

ど、令和2年度執行部の組織、機構の見直しを行いました。

ウでは、第3次定員適正化方針に基づき、令和2年4月時点の目標職員数を1,000人以内としておりましたが、本年4月1日現在1,003人となっており、当初予定してなかった国体推進課の職員数を考慮すれば、目標は達成しているというふうに判断しております。

(2)におきましては、令和元年度からスタートいたしました第8期行政改革推進委員会において、70補助金の外部評価を行い、補助金等見直しを行いました。令和2年度予算では、全体で1,347万円の減額となりました。

(3)においては、甌はひとつ推進会議の提言を基に、甌島地域一体化方針案について、住民説明会を開催し、方針を決定いたしました。なお、令和3年10月の組織再編に向け、支所の再編の準備作業に着手したところであります。

○委員長（徳永武次）次に、決算内容について当局の説明を求めます。

○行政改革推進課長（東田幸一）初めに、歳出を説明いたします。

決算書の83ページをお開きください。

備考欄の下段の白丸、市政改革費で、決算額は3,683万5,749円です。

主なものといたしましては、行政改革推進委員会の委員等報酬等に係る経費と内部情報システムの保守業務委託料等の経費でございます。

次に、別冊の議会資料50万円以上の節間流用一覧の1ページを御覧ください。

本課における50万円以上の節間流用は、1ページの5番目でございます。理由といたしましては、平成22年3月に、備品購入費にて購入しておりましたDocuWorkライセンスが、平成31年3月でヘルプデスク等のサポートが終了することから、新たにライセンスを購入する必要が生じたため、前回と同様に、備品購入費で予算計上させていただいておりましたが、予算執行の事務上の段階で、消耗品費が適当と指摘を受けたため流用させていただいたところでございます。

また、1節50万円以上の不用額につきましては、7節賃金におきまして、行政改革推進課分として54万5,000円がございます。これにつ

きましては、各課所における業務量の増加等に対応するための臨時職員の全体調整用として確保しておいた分の執行残でございます。なお、全く予算を執行しなかったものはございません。歳入については該当ございません。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）職員の推移を見ると、消防職員は増えている一方で、一般職員が大分減っているわけですが、これ部局ごとというのは、一番職員数が減っているのはどこの部局なのかとか。それから、今回コロナの問題も出てきましたが、保健師さんがどうなっているのかというのは分かりますか。

○行政改革推進課長（東田幸一）部局ごとにつきましては、合併後、新たに部をつくったりしながら、またなくしたりとかしながらしていますので、表としては持っているんですが、今の現在までどう流れてきたか、申し訳ないんですけど、すぐには申し上げられないところです。御理解いただきたいと思えます。

○委員（井上勝博）あと保健師さんは分かりますか。

○行政改革推進課長（東田幸一）保健師につきましては、平成21年4月1日現在で27名です。大体平行線できておりますが、令和2年4月1日は30名の配置としております。

○委員長（徳永武次）ほかにご覧いただけますか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

以上で、行政改革推進課の審査を終わります。

△地域政策課長の審査

○委員長（徳永武次）次に、地域政策課の審査に入ります。

まず、決算の概要について部長の説明を求めます。

○企画政策部長（末永隆光）決算附属書の38ページを御覧ください。

まず、1、自治会活動支援事業におきましては、560自治会の活動に対し、運営交付金を交付するとともに、自治会館の新築、増改築のための補

助金を交付いたしました。

2の市民防犯対策事業では、自治会が設置管理する防犯灯設置及び補修126件に対し補助金を交付いたしました。

4の地区コミュニティ協議会活動支援事業におきましては、48地区コミュニティ協議会の活動に対し、運営交付金を交付し、コミュニティ主事を配置するとともに、コミュニティの活性化を図るため、基本コース9団体、ビジネスコース3団体に補助金を交付いたしました。

5の市民活動支援事業におきましては、地区コミュニティ協議会や市民活動団体等の活動を情報発信するための市民活動情報サイトを更新するとともに、市民活動団体へ支援を行うため、スタートアップコース9団体、ステップアップ4団体に補助金を交付したところであります。

39ページを御覧ください。

6のゴールド集落活性化事業におきましては、ゴールド集落が増加する中、集落の活性化を推進するため重点支援地区補助金など四つの支援事業のほか、177自治会、46地区、合わせて223名の支援職員を配置し、ゴールド集落を支援いたしました。

なお、ゴールド集落制度につきましては、平成22年度の制度制定から10年が経過する中、対象集落数も78から174の2.2倍に増加、割合も13%から31%に増加しております。事業費も1,100万円から3,000万円に迫る状況となっております。また、一方で、高齢者の体力が向上し、本市においても、平均寿命、健康寿命ともに延びていること、国も公的年金の受給開始年齢の引上げや高齢者雇用の見直しを検討していることから、昨年、条例改正によりまして、制度を3年延長するとともに、ゴールド集落の基準を65歳から70歳に引き上げたところであります。

参考までに令和2年度のゴールド集落数は68となったところであります。ゴールド集落の対象外となった自治会につきましては、1年限りの経過処置を設けたところでありますが、少子高齢化や人口減少が続いており、自治会運営も厳しくなっていることから、令和2年度において、小規模自治会や地区コミュニティ協議会に対する運営交付金の拡充などの支援策を強化したところで

あります。

8の地域おこし対策事業におきましては、黒木地区など延べ11名の地域おこし隊を配置し、地域の所在、資源を生かした商品開発等に取り組んでおります。

9の小さな拠点推進事業におきましては、藤本地区及び藤川地区の2モデル地区におきまして、5回のワークショップを開催し、実施計画の作成と、次年度以降の横展開のマニュアルを作成したところであります。

○委員長（徳永武次）次に、決算内容について当局の説明を求めます。

○地域政策課長（下園伸一）まずは、歳出から御説明いたします。85ページをお開きください。

2款1項2目秘書広報費のうち地域政策課分は支出済額748万5,182円になります。

備考欄で説明をいたします。86ページ、秘書広報費の下から四つ目の白丸の事項になります。文書発送事業費で、これは、自治会への広報紙などの文書送達業務の委託料が主な支出でございます。

次に、89ページをお開きください。

2款1項6目企画費のうち地域政策課分につきましては、支出済額は、90ページの下から四つ目の白丸の事項、生涯学習推進事業費645万1,397円。続きまして、92ページの上から2番目、地域おこし対策事業費の中の地域政策課分2,884万1,486円。続きまして、94ページになります。上から一つ目の事項、小さな拠点推進費969万6,660円。これらを合わせまして、合計で4,498万9,543円となります。

それでは備考欄で説明をいたします。90ページをもう一度お開きをお願いいたします。

備考欄の下から四つ目の事項、生涯学習推進事業費の主な支出は、本年2月16日にサンアリーナさんだいで開催をいたしました生涯学習フェスティバルの演出業務委託料などが主な支出になります。

次に、92ページをお開きください。

備考欄上から二つ目の事項、地域おこし対策事業費のうち地域政策課分は、地域おこし協力隊員の報酬、社会保険料、隊員募集の経費、任期が終

了する隊員が市内で起業する際の起業支援補助金などが主な支出となります。

次に94ページをお開きください。

備考欄上から一つ目の事項、小さな拠点推進費の主な支出は、樋脇町藤本地区・東郷町藤川地区の2地区で実施してありました小さな拠点形成モデル地区推進業務に係る委託料が主な支出であります。

ここで、企画費における不用額について御説明をいたします。

87ページの9節旅費の不用額のうち地域政策課分66万2,420円は、地域おこし協力隊員の東京などへの研修旅費、これらに充てるため予算措置してありましたけれども、隊員の受講がなかったことから不用となったものです。併せまして、隊員雇用前の面接に係る職員旅費、あと隊員が事前に本市を視察する際に旅費の半額を支給しておりますが、これらの支出が少なく執行残となったものであります。

また、89ページの19節負担金補助及び交付金の負担金に係る不用額で、地域政策課分2,000円については執行しておりませんが、これは、県下19市社会教育・生涯学習担当課長研修会の負担金でありまして、社会教育課長と二人で参加したために、この負担金は、1市に対して2,000円であったことから、社会教育課のほうで支出しました。よって、地域政策課分は不用となったものです。

次に、97ページをお開きください。

2款1項12目市民相談交通防犯費の地域政策課分の支出済額は、98ページの備考欄のちょうど真ん中辺りから下になります。防犯灯管理費で1,090万5,352円です。これは、市が管理する防犯灯、これに係る移設工事や電気料等の維持管理に要した経費と、自治会等で設置しました防犯灯、これらへの補助金になります。

次に、99ページをお開きください。

2款1項15目コミュニティ費です。支出済額は4億8,355万9,334円になります。

備考欄で説明をいたします。事項、自治会育成費の主な支出は、市内560全ての自治会に対する交付金になります。

次の事項、自治会館施設整備補助費の主な支出は、自治公民館の増改築及び補修に係る32件の

補助金になります。

次に、集会所管理費の主な支出は、市比野地区の上之湯集会所解体工事費、それから、網津集会所の空調機器購入などが主な経費になります。

次に、コミュニティセンター管理費の主な支出は、セントピア、それと、38地区コミュニティ協議会に対するコミュニティセンターの指定管理料、滄浪地区コミュニティセンタートイレ改修工事の工事請負費、コミュニティセンターパソコン48台の購入、そのほか18件の備品購入費が主なものになります。

次に、事項、コミュニティ推進費の主な支出は、地区コミュニティ協議会に直接雇用されている8名のコミュニティ主事を除く、嘱託員として市で雇用したコミュニティ主事40人の報酬・社会保険料、102ページの市民活動情報サイト構築業務委託、地区コミュニティ活性化事業補助金、市民活動支援補助金、これらの各種補助金及び48地区コミュニティ協議会への運営交付金が主なものになります。

次に、ゴールド集落活性化事業費につきましては、65歳以上の人口割合が50%以上のゴールド集落を支援する、備考欄に記載のとおり、四つの種類の補助金を支出しております。

ここで、コミュニティ費における不用額について御説明をいたします。

99ページの15節工事請負費、344万5,000円につきましては、集会所、地区コミュニティセンターに係る工事費の不用額の積み上げによるものであります。

次に、18節備品購入費の不用額は、集会所、地区コミュニティセンターの備品購入に係る不用額の積み上げによるものであります。

19節負担金補助及び交付金の不用額は、地区コミュニティ協議会や自治会に交付した各種補助金、交付金の不用額の積み上げによるものであります。

次に、22節補償補填及び賠償金の不用額30万円につきましては、地区コミュニティセンターなど公共施設における事故などに対応するため、全国市長会市民総合賠償保険金を考えておりましたが、事故などによる賠償補償金の支払いが生じなかったことから執行をしておりません。

次に、175ページをお開きください。

9款1項6目災害対策費の事項、災害予防応急対策費で、地域政策課分は178ページの備考欄の上から6行目、地域政策課分として、60万円の補助金を予算措置しておりましたけれども、該当する補助金の申請がなく、支出はありませんでした。

次に、203ページをお開きください。

11款4項1目現年公用・公共施設災害復旧費では、地域政策課分は、204ページの備考欄の上から4行目になります。地域政策課分として70万円の修繕料を計上しておりましたけれども、これも、該当する修繕の申請がなく、支出はありませんでした。

それでは、次に歳入について御説明いたします。

決算書の17ページをお開きください。

14款1項1目1節総務使用料の備考欄の上から3行目になります。地域政策課分は、コミュニティセンター・集会所・セントピアの施設使用料及び冷暖房使用料などになります。

次に、25ページをお開きください。

14款2項1目1節総務手数料の備考欄下から4行目の地域政策課分、これは、自治会などの地縁団体へ証明書を交付する際の手数料になります。

次に、47ページをお開きください。

16款3項1目1節総務管理費委託金では、地域政策課分は、鹿児島県の県政かわら版・県議会だよりの広報紙配布に係る事務委託金になります。

次に、6節権限移譲事務委託金では、地域政策課分としましては、特定非営利活動法人——いわゆるNPO法人になりますが、これらに係る設立認証事務、縦覧等の県からの権限移譲に伴う委託金になります。

次に、53ページをお開きください。

17款1項2目1節利子及び配当金、これは、54ページの備考欄の真ん中辺りになりますが、地域政策課分は、市民活動支援基金に係る利子収入になります。

次に、57ページをお開きください。

地域政策課分は、19款1項6目1節市民活動支援基金繰入金で、地区コミュニティ協議会や市民団体の活動補助金などに基金を取り崩し、繰り入れたものであります。

次に、63ページをお開きください。

21款5項4目1節雑入の備考欄の真ん中あたりより少し上になりますが、地域政策課分は、県環境整備公社の印刷物の年4回の配布手数料のほか、一般財団法人自治総合センターが行いますコミュニティセンター助成事業補助金、これにつきましては、隈之城地区の青山町乗越自治会の自治公民館新築に対する助成、一般コミュニティ助成事業助成金は、鹿島町鹿島地区コミュニティ協議会の備品購入に対する助成、これが主なものになります。

なお、雑入におけます収入未済額の地域政策課分につきましては、地区コミュニティセンターの自動販売機電気料実費収入金3万517円が、この納入が遅れたものであり、既に6月4日には収入済みとなりました。

次に、財産に関する調書について説明をいたします。

財産に関する調書のうち、地域政策課分につきましては、重要物品現在高の冷暖房・空調機器類、これの減について、374ページに減3として記載をしてあります。また、基金につきましては、市民活動支援基金の現在高につきまして、376ページに記載をしてございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、地域政策課の審査を終わります。

△ひとみらい政策課の審査

○委員長（徳永武次）次に、ひとみらい政策課の審査に入ります。

まず、決算の概要について、部長の説明を求めます。

○企画政策部長（末永隆光）決算附属書の40ページを御覧ください。

1、男女共同参画に関することでは、(1)におきまして、平成28年に策定いたしました薩摩川内市男女共同参画基本計画及び実施計画に基づきまして、男女の人権の尊重、ジェンダー平等を基本理念とし、各種事業を実施しております。男女共同参画を推進するリーダーを養成するまちづくり塾を下甕地域で開催し、延べ27名の方に受

講していただきました。男女共同参画講座を15回開催し、821名の方に受講していただき、また、中学生を対象に、男女共同参画の視点に立った人権に関する講座を6校で実施したところがあります。カでは、男女共同参画フォーラムに講師として、コミュニティソーシャルワーカーの勝部麗子氏を招聘し、御講演をいただき、約250名の方に参加がございました。キにおきましては、8期目となります女性チャレンジ委員会を発足し、地域づくり事業構想策定に向け、7回委員会を開催いたしました。

次に、(2)におきまして、男女共同参画基本計画の一部が、女性活躍推進計画と位置づけられており、その実施計画を基に事業展開しております。イでは、これから働こうとしている女性、現在働いている女性を対象にした女性スキルアップセミナー、ウでは、事業主、労務担当者等を対象にした女性活躍応援セミナーを実施し、女性活躍の機運の醸成に努めたところがあります。

41ページを御覧ください。

オでは、女性の活躍推進に積極的に取り組んでいる市内企業4社を新たに、女性活躍推進企業として認定、表彰いたしました。

次に、2、少子化対策に関することでは、深刻化する少子化を少しでも食い止めるための施策として、各種事業を展開いたしました。

(1)から(5)の通学定期券等購入費補助金、結婚新生活支援補助金、婚活支援事業補助金、出会いサポートセンター登録補助金等の事業を継続し、各ライフステージにおける切れ目のない支援を継続いたしましたところがあります。

(6)の第3子以降妊娠祝い金は新規事業であり、妊娠を祝福し、子育てにおける経済的負担軽減のため、第3子以降の子どもを妊娠した保護者に対し、一人につき10万円を支給いたしました。

(7)では、地域で支える子育て環境づくりを推進するため、授乳やおむつ替えができる施設を42か所、赤ちゃんの駅として登録し、紹介をしたところがあります。

○委員長(徳永武次) 次に、決算内容について当局の説明を求めます。

○ひとみらい政策課長(入枝哲也) まず、歳出ですが、決算書の87ページをお開きください。

2款1項6目企画費、支出済額8億

7,337万8,200円のうち、ひとみらい政策課所管の業務に係る決算額は、4,393万7,617円です。

それでは備考欄で説明いたします。めくっていただきまして、89ページの真ん中ほどの丸の男女共同参画政策費で、主な支出は、男女共同参画審議会委員16人の報酬、女性活躍応援セミナー企画・運營業務委託ほか1件です。

めくっていただきまして、91ページの一番下の丸ですが、少子化対策事業費で、主な支出は、第3子以降妊娠祝い金、イクボス実践総合業務委託、赤ちゃんの駅移動式テント等の備品購入、通学定期券等購入費補助金ほか3件の補助金です。

次に同目の不用額について、説明いたします。87ページに戻っていただきまして、同目8節報償費239万6,295円のうち、当課分は、224万3,825円です。主なものは、第3子以降妊娠祝い金の実績に伴う不用額190万円です。

また、13節委託料257万2,031円のうち、当課分は、107万5,359円です。理由は、新型コロナウイルスの影響で、託児業務委託において、各課の事業が中止になったことに伴い託児が不要になったこと、イクボス実践総合業務委託において、出前講座が中止になったことに伴い、それぞれ当初の契約額から減額したことによるものです。

めくっていただきまして、89ページの19節負担金補助及び交付金2,334万3,296円のうち、当課分は、224万900円です。主なものは、結婚新生活支援補助金の実績に伴う不用額195万円となります。

続きまして、歳入ですが、決算書の39ページをお開きください。

16款2項1目総務費補助金1節総務管理費補助金の収入済額353万4,500円のうち、ひとみらい政策課分は、備考欄を御覧ください。地域女性活躍推進交付金131万2,000円で補助率2分の1、地域少子化対策重点推進交付金202万5,500円で補助率2分の1です。

収入未済はございません。

○委員長(徳永武次) ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質問願います。

○委員（井上勝博）結婚新生活支援補助金とか婚活支援事業補助金とか、結婚を促進する補助制度などがあるわけですが、この間の結婚件数というのは把握できているのでしょうか。推移というのはどうなっているのでしょうか。

○ひとみらい政策課長（入枝哲也）結婚の届け出の件数につきましては、こちらのほうで、市民課のほうの件数で押さえておりますけれども、最近の数字でいきますと大体400件前後でずっと推移をしているところでございます。年度でいきますと、平成31年度、昨年度が427件、その前の年が、平成30年度が395件、29年度が403件、403件、395件、427件というちょっと凸凹した数字にはなっておりますけれども、ただ、こういった形で婚姻届けの、これは受理件数という形になりますけれども、推移している状況でございます。

○委員（井上勝博）この結婚新生活支援補助金について、経済的理由により踏み出せない方々、低所得ということなんですけど、しかし、これは一時的な支援であるわけで、この補助金を活用するに当たって、何か不安の声とか、何かそういう特徴的な声とか聞いていらっしゃいませんか。

○ひとみらい政策課長（入枝哲也）特にこの結婚新生活支援補助金の申請のときに、特に何か不安があったとか、そういうことの見解は伺っておりません。こういった補助金があつて助かったと、アンケートのほうでは聞いておりますけれども、特に不安があると、そういったことは今聞いていない状況でございます。

○委員（落口久光）第3子妊娠祝い金が209件となっているんですけど、この支給額が2,110万円になっているんですけど、この差額の20万円はどうなっているのか教えてください。

○ひとみらい政策課長（入枝哲也）2件は、双子の妊娠でございまして、第3子、第4子と二人双子があった場合が2件ございましたので、その分で20万円の差額という形になっています。

○委員（落口久光）分かりました。あと支給後に転出された件数がもしあるんだつたらと、そのときにこの祝い金の取扱いをどうされたかを願います。

○ひとみらい政策課長（入枝哲也）妊娠祝い金につきましては、妊娠時で交付しておりますの

で、その後についても、一応こちらのほうで確認を今しております。

妊娠のときの出産予定日から出産状況のほう、今確認しているんですけども、支給額は211人の子どもに対しまして、今現在、約178件の妊娠予定日が経過している方がございまして、そのうちの172人が出産を確認しております。3件転出がございました。こちらにつきましては、今回の3月のときに、御主人さんの異動とか、仕事の関係で3件異動した方がいらっしゃるんですけども、その方については、要綱上、返還は求められない形になっておりますので、転出の確認はしておりますけれども、返還は求めていないところでございます。

○委員（川添公貴）同じ質問なんですけど、これを始めるときに、出産祝い金にすべきだということを行ったんですが、今転出で3人回収ができない。これ無駄金です。これが一つ。

それから、もし妊娠期間中に事故があった場合が考えられるので、そういうときにも返さなくていいということになるわけです。だから、この事業は、もう一回見直すべき事業だと思うんです。

それと、もう一つ、はっきり言わせていただくと、子どもが欲しくても、いろんな努力をされても厳しい家庭がある。そこと、じゃあ第3子と、第1子、第2子があるところと、その市の行政サービスに対する不公平、もしくは差別という感じになるやもしれない。一生懸命努力をされて子どもが欲しいのに、そういう子どもが持てない方がいらっしゃるわけなので、そこは、だから、不妊治療の費用を払うんですけど、だから、この事業は改めてもう一回見直して、もうこの際だから、第1子、第2子、第3子分けるんじゃないで、第1子から支払うような制度にして、出産祝い金という形でやるべきだと思うんです。それが、市民の皆さんに対する全ての公平な行政だと思います。どう考えますか。私は、だから、やめるべきだと。一步譲って制度変更をかけるべきだと思っています。どうでしょう。

○ひとみらい政策課長（入枝哲也）確かに議員が言われるとおり、事故があった場合ということで、先ほど転出が3件あったと答弁いたしましたが、その中のさらに1件が残念ながら流産したという方の報告も受けております。こちらにつき

まして、私どものほうで確認した上で、本人さんからもそういった申し出があった分が1件ございまして、その方についても、返還は特に求めていないんですけれども、そういう状況でございます。

制度の見直しにつきましては、こちらの第3子以降の妊娠祝い金が、昨年度から始まって、今年度2年目ですので、今のこの転出の状況とか、そういった部分とかも含めて、今後、また制度設計とか、その辺も見直しはしていきたいとは検討しております。

併せて、第1子、第2子、第3子それぞれにという御意見ですけれども、もともとこの制度が始まったときに、出産のときに、二人目の壁、3人目の壁というのがございまして、なかなか踏み切れない方々がいらっしゃるの、そういった方々の部分の支援という形で、まずは予算の関係もございましたので、第3子についてお祝い金をやろうという形で始まった制度です。第1子からという考えもあろうかと思っておりますけれども、予算との関係もございまして、その辺も含めまして、今回、この制度が始まったばかりですので、その辺の制度についても検討していきたいと思っております。

**○委員（川添公貴）**ぜひ検討していただきたい。

市民が受けるサービスに対して、不平等感を持たせたらいけないので、第1子がないと第2子もないし、第3子もないんで、もう一つ、いいか議事録に残るからやめておこう。悪いことを考えればどうでもできるので、そこ辺も心配しているので、出産祝い金のほうがいいんじゃないかということが一つ。

もう一つ、子どもを一人ずつと持っていて再婚した場合は、次産まれる子は第3子ですから、第2子と一緒になんです。だから、これは、この制度が始まったとき確認したんです。それは第3子として認められる。そこは制度の不備です。だから、そういう不備もなくするためにも、やはり平等に、そういう第1子からお祝い金を渡すとかいう形にしたほうが、私はいいような気がします。検討するということだったんで、早急に検討されたほうがいいと思っておりますけど。部長、答弁を。

**○企画政策部長（末永隆光）**この妊娠祝い金というのは、他市にはあまりないということで、珍しいということで、もう2年目になるんですけども、課長が答弁したとおり、やはりいろんな

問題点もあるようでありまして、そこを含めて検討しなければならないと考えておりますし、保育料の1歳、2歳の方も、議会の中でもいろいろ質問もあつたりしますが、総合的に少子化対策について、どこに重点的に限られた財源を投入するのかということも含めて、今後、更に検討はしていきたいと考えております。

**○委員（落口久光）**すみません、もう一点です。転出はいいんですけど、転入するとき、まだ出産直前の方とかが転入された場合に、母子手帳は既に発行されているとしても、本市で発行してなくて、その場合にも、祝い金としてお支払いした実績があるかどうかだけで確認させてください。

**○ひとみらい政策課長（入枝哲也）**この第3子祝い金につきましては、薩摩川内市に住んでから1年以上はたっていないと対象になっていませんので、転入して間もなくの方については対象外となっております。

**○委員長（徳永武次）**ほかにございせんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（徳永武次）**質疑は尽きたと認めます。

以上で、ひとみらい政策課の審査を終わります。

---

#### △情報政策課の審査

**○委員長（徳永武次）**次に、情報政策課の審査に入ります。

まず、決算の概要について部長の説明を求めます。

**○企画政策部長（末永隆光）**決算附属書の42ページを御覧ください。

まず、1、地域情報化の推進におきましては、  
(1)で市が保有する光ファイバケーブルや携帯電話伝送等のネットワークを構成する通信制御機器の維持保守及びセキュリティ対策を実施いたしました。

(2)におきまして、ライブカメラ、フリースポット等のシステムをホームページ上に公開するとともに、地理情報システムなど、地域情報システムの維持管理業務を実施したところであります。

(3)におきまして、地区コミュニティセンターや小・中学校等に設置しておりますネット

ワーク機器の公開を行いました。

2の電子計算組織の運営管理におきましては、(1)で市民サービスの提供と効率的な職員業務遂行のため、住民情報、税などのシステムを安定稼働させるとともに、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度に適切に対応するため、システムの整備を実施したところであります。

(2)におきまして、仮想化統合基盤を最新の技術を用いた障害に強い効率のよいシステムに再構築するとともに、災害復旧対策として、速やかに起動できる仕組みといたしました。

**○委員長（徳永武次）**次に、決算内容について当局の説明を求めます。

**○情報政策課長（福元昭宏）**それでは、歳出から御説明いたします。決算書の93ページを御覧ください。

2款1項7目情報管理費、支出済額3億4,850万6,458円でございます。

備考欄で主なものを御説明いたします。事項、地域情報化推進事業費の主なものは、既存の情報ネットワーク等維持に係る経常経費として、本土・甌島間の海底光ケーブルの保守業務を行うための委託料をはじめ、既設の光ケーブルの補修や道路改良工事等に伴う移設工事費等や、国県市町村とネットワーク接続する総合行政ネットワーク回線利用料に係る負担金などがございます。

次の事項、情報管理費では、基幹系システム等の運用に係る委託料や、次の95ページにあります、地方公共団体情報システム機構一般事業負担金や職員研修に係る負担金などの経常経費でございます。特定個人情報の提供等関連事務の委任に係る交付金につきましては、自治体中間サーバ・プラットフォームの利用負担を交付金で、年2回支払いをしているものでございます。

50万円以上の不用額につきまして、使用料及び賃借料55万7,525円がございます。これは、高速プリンタの使用料が、想定より少なかったことが主な理由でございます。また、工事請負費の127万7,726円につきましては、光ケーブルの移設・撤去及び補修に係る工事が想定より少なかったことによるものでございます。

1節50万円以上の流用、全く予算を執行しなかった節はございません。

続きまして、歳入について御説明いたします。

決算書の31ページを御覧ください。

15款2項1目総務費補助金1節総務管理費補助金のうち、情報政策課分、社会保障・税番号制度整備事業補助金は、社会保障・税番号制度のシステム整備に係る補助金でございます。

次に、53ページを御覧ください。

17款1項1目財産貸付収入3節財産貸付収入は、本市で整備した携帯電話用伝送路などのNTTドコモへの貸付収入です。

次に、63ページです。

21款5項4目雑入1節雑入のうち情報政策課分は、備考欄の中ほどより少し下になりますが、水道局から受け入れた水道事業光ファイバー使用受入金でございます。

**○委員長（徳永武次）**ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（徳永武次）**質疑はないと認めます。

以上で、情報政策課の審査を終わります。

△広報室の審査

**○委員長（徳永武次）**次に、広報室の審査に入ります。

まず、決算の概要について部長の説明を求めます。

**○企画政策部長（末永隆光）**決算附属書の43ページを御覧ください。

まず、1、広報広聴活動の充実におきましては、市長自ら市民意見を聞くため開催しておりますまちづくり懇話会を5回開催をいたしました。また、市政モニターに対するアンケート調査や意見提言を述べてもらうモニター通信を実施したところであります。

(2)におきましては、広報薩摩川内を月2回、視覚障害者を対象に点字広報紙を発行いたしました。また、FMさつませんだいを活用したラジオ広報を実施するとともに、広報紙に関する意見、提言を聞くために、広報委員会の開催や平成30年5月から毎週水曜日に定時放送を開始するなど、市民への広報の充実を図ったところであります。なお、総合版など4種類の市勢PR動画を制作し、本市のPR活動に生かしているところであります。

○委員長（徳永武次）次に、決算内容について当局の説明を求めます。

○広報室長（黒木 諭）初めに歳出を御説明いたしますので、決算書の83ページをお開きください。

2款1項2目秘書広報費のうち支出済額、広報室分は4,364万5,925円でございます。

備考欄で各事業の説明をいたします。84ページ、備考欄の一番下になります広聴活動費は、まちづくり懇話会に係る経費や市政モニターに関する経費が主なものでございまして、まちづくり懇話会につきましては、先ほど部長からもありましたとおり、昨年は川内地域と、里、上甕地域の計7か所を実施予定としておりましたが、うち川内中央中校区、それから、里上甕地域の2か所が新型コロナウイルス禍の影響等によりまして実施することができず、計5か所での開催となりました。延期しました2地区につきましては、本年4月以降での実施を検討しておりましたが、環境が変わらず実施することが困難と判断しまして、やむを得ず中止をすることといたしまして、各地区コミ会長へ説明を行い、了承を得たところでございます。

次に、86ページ、備考欄の一番上を御覧ください。

広報管理費は、広報紙等作成DTP業務委託、市勢PR動画制作業務委託など5件の委託料、日本広報協会の負担金が主なものでございます。市勢PR動画制作業務委託につきましては、平成30年、令和元年度の債務負担行為設定事業でございまして、動画によるPR効果が高い施策として、観光版、企業誘致版、移定住促進版、それらを総合しました総合版の4種類を作成しまして、各種ウェブサイトへの掲載、各イベントなどで活用を行いました。

50万円以上の流用及び未執行の節はございません。

続きまして、歳入を説明いたします。決算書の63ページをお開きください。

21款5項4目1節雑入のうち、広報室関係分は、64ページ、備考欄の中段になります米印広報室のところの広報紙等広告掲載収入のほか、河川情報掲示板の電気料実費収入金、広報紙送料等実費収入でありまして、例年と変更点はございません。なお収入未済もございません。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。以上で、広報室の審査を終わります。

△教育総務課・学校教育課の審査

○委員長（徳永武次）次は、教育総務課及び学校教育課の審査に入ります。

まず、決算の概要について部長の説明を求めます。

○教育部長（上大迫 修）決算附属資料を準備いただきまして、150ページをお願いいたします。

教育総務課における決算の概要について説明申し上げます。決算額については、ページの冒頭にありまして、26億6,621万7,734円となったところでございます。

主要施策の成果になります。1番目、教育委員会の開催等では、定例会12回、臨時会2回の計14回開催いたしました。

2番目の施設等の計画的維持管理になりますが、閉校跡地等移行管理事業では、平成30年度をもって閉校いたしました東郷小学校、東郷中学校に設置してあった太陽光モジュールの移設工事、その他、教職員住宅、小・中学校、幼稚園の各管理事業費等におきまして、所管している施設の解体、修繕、管理委託等を行ったところでございます。

151ページになります。

校舎等の計画的整備充実では、小・中学校の諸施設整備において、小・中の普通教室への空調機の設置工事を、幼稚園の諸施設整備では、かのこ幼稚園プールの埋め戻し工事等を実施したところであります。

4番目、社会の変化に対応した教育の推進では、各小・中学校のパソコン教室にタブレットパソコンを導入するとともに、教職員用の校務パソコン、事務職員用の財務パソコン等の更新を実施いたしましたところでございます。

5番目、奨学金制度につきましては、特別奨学金資金を40名に支給したほか、1名に対し奨学金の貸付を実施いたしております。また、特別奨学金を充実するため、基金への積立も行ったとこ

ろでございます。

152ページになります。

6番目の離島高校生修学支援事業では、甌島を離れて高校に進学した高校生55名の保護者の経済的負担の支援を実施し、7番目、漁村留学制度では、鹿島地域でウミネコ留学生として17名の児童等を受入れ、地元児童との相互交流等も実施したところでございます。

153ページ、8番目の児童生徒の就学援助等では、経済的な理由によりまして、小学校7児童生徒の保護者に対し就学援助を実施したほか、遠距離通学費及び修学旅行補助等の助成を実施いたしました。

小・中学校の統廃合に伴いスクールバスの運行もまた実施をし、保護者の経済的負担も軽減したところでございます。

9番目の就園援助体制等の充実では、幼稚園の統廃合に伴いますスクールバスの運行を実施したところでございます。

続きまして、学校教育課の決算まで説明させていただきます。154ページ、上のほうを見ていただきますと、学校教育課の決算額は6億923万7,263円となります。

主要な施策についてであります。1番目の豊かな人間性を育む学習環境と義務教育の充実におきまして、小中一貫教育推進事業において、市内全13中学校において、小学校英語教育の充実やふるさとコミュニケーション科等の充実に取り組んだところでございます。外国語指導助手の7名を市内小・中学校に派遣し、語学指導及び英語授業の改善活性化を図っております。また、英語力向上プランとしまして、市内中学校の英語技能検定試験の検定料を負担するとともに、英語サマーキャンプ等の実施も行ったところでございます。

加えて、薩摩川内元気塾事業では、卒業生や著名人によりまして講演会等を97回実施しております。

155ページをお願いいたします。

小学校4年生を対象に実施している甌アイランドウォッチングにつきましては、17校、総勢795名の児童が上甌を訪れております。

2番目の教育相談体制の充実では、児童生徒の心の悩み等や不登校対策に対する相談体制の充実と機能強化を図るため、心の教育相談員やスクー

ルソーシャルワーカーなど、高度な専門的知識と経験を有する相談員を配置したところでございます。

また、併せて子どものサポート体制として、スマイルルームの運営も実施いたしました。

156ページになります。

3番目の幼児教育の充実では、認可保育所のない甌島地域の4公立幼稚園で子育て支援等を改め、預かり保育等の実施をいたしたところでございます。

4番目、児童生徒等の健康管理及び体育的活動の充実におきまして、健康診断の実施によりまして健康管理体制の充実と、各種大会等を通じた児童生徒の体力向上を図ったほか、児童生徒の運動災害に対しまして日本スポーツ振興センターの共済掛け金等の寄附を行ったところでございます。

最後になりますが、5番目の学校給食の管理及び充実では、学校給食センター5施設におきまして、市内の幼稚園、小・中学校の園児、児童生徒約9,200人に給食を提供、(2)の施設整備等では、備品関係としまして、真空冷却器、給食配送車、ガス炊飯器等の購入等を行ったところでございます。

○委員長（徳永武次）次に、決算内容について当局の説明を求めます。

○教育総務課長（大濱浩一）決算書の177ページをお開きください。

10款1項1目教育委員会費の支出済額は263万4,089円です。

内容は、備考欄の事項、教育委員会費において、教育委員4人分の報酬及び研修会参加負担金等が主なものです。

次に、事務局費の支出済額は4億5,339万8,444円で、主な内容は、事項、事務局管理費で、学校司書補業務嘱託員24人の報酬や文書送達業務嘱託員報酬、教育委員会事務局職員43人の人件費及び、次のページになります、川内地域学校ごみ収集業務委託ほか25件の委託業務、旧東郷中学校太陽光モジュール移設工事ほか6件の工事、川薩地区教育振興連絡協議会負担金ほか10件の負担金などです。

また、学校教育施設整備基金積立金は、利子1,000円と、学校閉校に伴う国庫補助金の返還分732万1,000円の積立であります。

事項、奨学育英事業費は、市内在住の高校生40人に、特別奨学資金を支給したほか、同基金の利子分を積み立てたものです。なお、令和元年度より、給付枠を10人増の40人に拡充しております。

同ページ、3目教育振興費の支出済額1億6,408万5,453円のうち、教育総務課分は、教育育成費の離島高校生修学支援費で、甌島から本土の高校に進学した高校生の自宅以外での居住費の一部を支援するもので、55人に支給しております。

次の181ページを開きください。

備考欄上段の事項、漁村留学制度事業費は、鹿島町のウミネコ留学制度に要するもので、ウミネコ留学制度業務委託が主なものです。11人の児童生徒が鹿島町に留学しました。

同ページ、4目教職員住宅管理費の支出済額3,535万9,614円の主な内容は、事項、教職員住宅管理費において、教職員住宅の管理・維持に要する経費で、管理業務委託、中津教職員住宅6号棟解体工事などです。

183ページをお開きください。

2項1目小学校管理費の支出済額3億6,366万1,870円の主な内容は、事項、小学校管理費として、小学校26校と義務教育学校（前期課程）1校の管理運営・維持補修に要する経費であり、学校用務嘱託員11人及び学校主事17人の人件費、学校施設の光熱水費、施設修繕、学校施設管理業務委託ほか48件の委託業務や補修用原材料、備品購入費等です。

同ページの下段、2目小学校教育振興費の支出済額3億3,259万5,443円の内容は、事項、小学校教材備品では、小学校の教材備品整備を、事項、小学校理振法備品整備では、理科振興法に基づく理科・算数備品の購入を、事項、小学校扶助費は、スクールバス等運転手業務嘱託員3人の報酬、スクールバス運行業務委託、児童972人への就学援助費などが主なものです。

次のページ、185ページになります。

事項、小学校近代教育設備費では、各学校パソコンの外部接続環境のセキュリティ構築業務委託や保守業務委託が主なものです。

また、普通教室用、校務用、教育用、財務用の合計451台のパソコンを更新しました。

次に、3目小学校建設費の支出済額5億7,401万5,506円の内容は事項、小学校諸施設整備事業費で、各小学校の空調設備及び電源改修に係る設計業務委託及び整備工事やブロック塀撤去工事等です。

次に、同ページ中段、3項1目中学校管理費の支出済額1億9,413万7,477円の主な内容は、事項、中学校管理費で、中学校13校と義務教育学校後期課程の管理運営維持補修に要する経費であり、学校用務嘱託員4人及び学校主事8人の人件費、学校施設の光熱水費や施設修繕、施設管理業務委託ほか37件の委託業務や備品購入費等です。

なお、償還金利子及び割引料では、閉校跡地の利活用に伴う国庫金の返納金です。

2目中学校教育振興費の支出済額2億1,745万4,055円の内容は、事項、中学校教材備品では中学校の教材備品を、事項、中学校理振法備品整備費では、理科振興法に基づく理科備品整備を、事項、中学校扶助費はスクールバス運転業務嘱託員5人の報酬。

187ページになります。スクールバス運行業務委託、甌島の生徒への就学旅行補助金、生徒468人への就学援助費などが主なものです。

事項、中学校近代教育設備費は、各学校パソコン外部接続環境のセキュリティ構築業務委託や保守業務委託が主なものです。また、普通教室用、公務用、教育用、財務用の合計269台のパソコンを更新しました。

次に、3目中学校建設費の支出済額2億1,119万724円の内容は、事項、中学校諸施設整備事業費で、各中学校の空調設備及び電源改修に係る設計業務委託及び整備工事です。

次に、4項1目幼稚園管理費の支出済額2億4,685万6,761円の内容は、事項、幼稚園管理費として幼稚園12園の管理運営及び維持補修に要する経費、幼稚園教諭業務嘱託員等11人の報酬、幼稚園教諭26人の人件費、光熱水費、施設管理業務委託ほか14件の委託などが主なものです。

同ページの下段から、次の189ページにかけての2目幼稚園教育振興費1,642万2,093円のうち、教育総務課分は、事項、幼稚園扶助費での通園バスの添乗員賃金や、いき

幼稚園スクールバス運行業務委託ほか3件の委託が主なものです。

次に、幼稚園建設費の支出済額438万8,802円の内容は、事項、幼稚園諸施設整備事業費でかこの幼稚園大プール埋め戻し工事ほか6件を執行したものです。

次に、203ページをお開きください。11款3項2目現年単独文教施設災害復旧費の支出済額178万6,085円は、海星中学校倉庫補修工事ほか2件を執行したものです。

なお、同ページ下段の4項1目現年公用公共施設災害復旧費での執行はありませんでした。

次に、別冊の議会資料50万円以上の節間流用一覧の3ページを御覧ください。

本課における50万円以上の節間流用は、3ページの27番から30番の4件であります。27番と30番は、小学校中学校教育振興費でのスクールバス運行業務委託の執行において不足が生じることによる流用であります。

28番と29番は、旧高江中学校の閉校跡地利用に伴う国庫金の返納が生じたことから、国の承認に伴う返納金の返還期日が補正予算対応を取れなかったためによる流用であります。

続きまして、歳入について説明します。

決算書の23ページをお開きください。14款1項7目教育使用料のうち教育総務課分は、1節小学校使用料、2節中学校使用料、3節幼稚園使用料で、それぞれの敷地内の電柱等の行政財産使用料が主なものです。

29ページ中段の2項7目1節教育手数料の諸証明手数料は、教職員住宅車庫証明手数料です。

次に、35ページをお開きください。15款2項8目1節小学校費補助金での教育総務課分は、義務教育扶助費補助金は要保護及び特別支援学級に就学する児童の就学援助費に対する補助で、理科教育設備費補助金は小学校の理科学習設備に要する補助金です。ブロック塀・冷暖房対応臨時特例交付金は、ブロック塀の安全対策と熱中症対策としての空調設備に対する補助金です。

2節中学校費補助金の教育総務課分は、小学校費補助金と同内容のほか、へき地教育整備補助金で、甌島の生徒の修学旅行に要する経費のうち交通費、宿泊費に対する補助金であります。

次に、6節教育総務費補助金の教育総務課分は

離島高校生就学支援費補助金で、甌島から本土の高校に進学し、自宅以外に居住する生徒の居住費等への支援費であります。

45ページ、16款2項8目1節教育総務費補助金は、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金で、ウミネコ留学制度に係る補助金であります。

49ページ、16款3項7目1節教育総務費委託金の権限移譲事務委託金は、鹿児島県地域改善対策高等学校等奨学資金の返還事務に関する権限移譲事務費です。

53ページをお開きください。備考欄の上段になります。17款1項1目1節土地建物貸付収入の教育総務課分は、教職員住宅貸家料などあります。

同ページ、2目1節利子及び配当金は、ページが一番下の欄から次の55ページにかけまして、特別奨学基金など三つの基金からの利子収入であります。

引き続き、55ページ中段、2項2目1節物品売払い収入の教育総務課分は、閉校した学校のピアノ5台分の売払い収入です。

57ページをお開きください。備考欄の上段になります。18款1項8目1節教育費寄附金のうち教育総務課分は、小学校費寄附金は個人2名様と1団体様から、中学校費寄附金は個人1名様より、教育総務費寄附金は個人1名様より、それぞれ学校教育に役立ててほしいとの趣旨で賜り、図書や学校備品を整備させていただきました。

次に、57ページ中段の19款1項7目1節特別奨学基金繰入金は、特別奨学資金支給分を同基金から一般会計に繰り入れ、奨学金に充当したものです。

71ページをお開きください。21款5項4目1節雑入のうち教育総務課分は、ページ下段から次のページ上段にかけまして記載してあります嘱託員の雇用保険料個人掛金分、学校屋内運動場電気料実費収入金などが主なものです。

続きまして、財産に関する調書について説明します。教育総務課分の土地及び建物については、369ページに記載しております。

また、376ページから次のページにかけて、学校教育施設整備基金、特別奨学基金、奨学資金貸付基金について記載しております。

○学校教育課長（村上勝美） 学校教育課の歳

出について御説明いたしますので、179ページをお開きください。10款1項3目教育振興費の支出済額1億6,408万5,453円のうち、学校教育課分は1億4,681万6,689円で、備考欄に示してあります事項の主なものについて御説明いたします。

事項、教育指導費の主なものは、児童・生徒知能検査、学力検査業務委託及びタブレット支援業務委託でございます。

事項、教育研修費の主なものは、市立学校教職員研修補助金です。

事項、教育育成費は、英語技能検定試験検定料、特別支援教育支援員賃金、甌アイランドウオッチング事業補助金などが主なものでございます。

事項、教育派遣費の主なものは、外国語指導助手ALT4名分の報酬と、3名の外国語指導員派遣業務委託費でございます。

次に、教育研究費の学校教育課分は、181ページをお開きください。事項、教育研究費は、水引中ほか旧中学校区におけるコミュニティ・スクールに係る委員の報酬と旅費、川内北中、川内南中、川内中央中校区コミュニティ・スクール設立準備委員会の委員報酬と旅費が主なものでございます。

事項、心の教育相談員配置事業費は、中学校に配置した相談員の賃金が主なものでございます。

事項、子どものサポート体制整備事業は、スマイルームにおける指導員の賃金が主なものです。

事項、薩摩川内元気塾事業費の主なものは、各中学校区元気塾推進委員会への業務委託料です。

事項、小中一貫教育推進事業費は、小学校英語サポートティーチャー（EST）の賃金、小中一貫教育に伴うバス借上げ料等が主なものでございます。

事項、スクールソーシャルワーカー活用事業費は、スクールソーシャルワーカーの賃金、旅費等が主なものでございます。

次に、学校保健費になりますが、181ページの下段から183ページの上段になります。5目学校保健費は、支出済額5,779万1,261円で、備考欄の事項のうち主なものについて御説明いたします。

事項、学校保健体育運営管理費は、学校医、薬剤師等報酬、児童、生徒、幼児及び教職員健康診

断委託料等が主なものでございます。

183ページをお開きください。事項、日本スポーツ振興センター共済費給付事業費は、幼稚園、小中学校の園児、児童、生徒の共済掛金及び災害共済給付金でございます。各種大会運営費は、小学校綱引き大会時の児童輸送バス借上げ料が主なものになります。

次に、幼稚園教育振興費になりますが、187ページの下段から189ページの上段にかけてになります。同じく4項2目幼稚園教育振興費の支出済額1,642万2,093円のうち、学校教育課分は495万1,993円で、甌島地域の預かり保育の保育士賃金が主なものでございます。

次に、給食センター費になりますが、199ページの下段から201ページになります。同じく6項3目給食センター費は、支出済額3億9,967万7,320円で、備考欄の事項のうち主なものについて御説明いたします。

事項、給食センター管理費は、川内学校給食センター給食調理業務委託など五つの給食センターの維持、運営に係る委託料、同じく給食センターに係る消耗品費、修繕料などの需用費が主なものです。

201ページをお開きください。事項、給食センター施設整備費の主なものは、川内学校給食センターの給食配送車両及び下甌、入来、樋脇学校給食センターの消毒保管機等の備品購入費でございます。

なお、以上説明しました歳出執行に当たって、50万円以上の節間流用について学校教育課分はございませんでした。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、決算書の15ページをお開きください。下段の13款2項3目教育費負担金の3節日本スポーツ振興センター掛金は、幼稚園、小中学校の幼児、児童、生徒の保護者負担分でございます。

23ページをお開きください。上段の14款1項7目教育使用料の3節幼稚園使用料の幼稚園使用料は、市立幼稚園12園の保育料です。収入未済はありませんでした。

同じく、5節保健体育使用料の行政財産使用料の学校教育課分は、25ページの中段になります。給食センター2か所の自販機、九電柱と太陽光発

電の屋根貸しに係る使用料でございます。

続いて、35ページをお開きください。下段の15款2項8目教育費補助金の1節小学校費補助金の学校教育課分を御説明いたします。

へき地教育整備補助金は、準へき地における新小学校1年生の心臓検診に係る補助金です。上段の同じく2節中学校費補助金の学校教育課分は、へき地教育整備補助金です。ただいま説明した小学校と同じく、準へき地におけます新中学校1年生の心臓検診に係る補助金になります。

同じく、6節、一番下になります教育総務費補助金の学校教育課分を説明いたします。

37ページの上段に移りまして、理科実験アシスタント配置事業補助金は、複式学級の理科の実験をサポートする支援員に係る補助金でございます。

45ページをお開きください。下段の16款2項8目教育費補助金5節保健体育費補助金の学校教育課分を御説明いたします。

特定離島ふるさとおこし推進事業補助金は、里、下甌学校給食センターにおける備品購入、消毒保管機、冷凍庫、ガス立体炊飯器、牛乳保冷庫の経費に係る補助金でございます。

21款5項4目雑入1節雑入における学校教育課分は73ページの中段3件でございます。

まず、預かり保育料は、甌島地域市立幼稚園4園での預かり保育事業に係るものでございます。収入未済はございません。

電気料実費収入金は、川内学校給食センターの飲料水自販機電気代の実費収入金でございます。日本スポーツ振興センター給付金は、学校でのけが等に対する災害給付金でございます。

369ページ、財産に関する調書のうち、学校教育課分給食センターについて記載をしてあります。

**○委員長（徳永武次）**ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（落口久光）**教育総務課の節間流用のところの説明にあったと思うんですけど、小学校と中学校でそれぞれ500万円、1,000万円、スクールバスの運行事業が当初予算から不足しているということなんですけど、この不足の理由、増額になった理由ですね、これちょっと教えてください。

さい。

**○教育総務課長（大濱浩一）**50万円以上の節間流用につきまして、中学校費と小学校費で合わせて1,619万1,000円を流用してございます。

これにつきましては、当初予算見積り時におきまして、参考見積りを数社から頂いた上で設計をしたんですが、そのうち1社が入札資格の停止とされたことから、改めて設計のやり直しが必要と判断したことによるものです。

**○委員（落口久光）**すいません。不勉強で申し訳ありません。もう少し分かりやすく言っていただけませんか。

**○教育総務課長（大濱浩一）**当初予算の見積りをするとき、スクールバスの運行路線が約27コースぐらいあります。27コースの中には、6コースが純粋な委託料で施行するものです。残りはタクシーとか、人数が少ないところは使用料でジャンボタクシーとかタクシー等を借り上げてスクールバスの形態を取らせていただいているんですが、委託で施行している6件につきましては、新年度の4月1日時点でのそれぞれの対象になる学校の乗車の人数と、あと乗車する場所をある程度見込んだ上で、昨年度でありましたら四つの業者さんのほうに大体幾らぐらいの積算になるか参考という形で参考見積りを頂いた上でまた課内のほうで翌年度当初の設計入札に係ります設計の仕様をつくった上で当初予算を計上させていただくんですが、新年度に向けての入札に当たりまして4社のうち1社の入札の参加ができないということになったことから、改めて入札に当たっての設計をやり直したことによるものであります。

**○委員（井上勝博）**学校から様々な要望というのが上げられてくると思うんですけども、その全体の件数と実際その要望に応えられている件数というのは分かりますか。ちょっと大ざっぱな言い方ですけども、細かいのがいろいろあると思うんですけど。

**○教育総務課長（大濱浩一）**学校からは、新年度の予算を編成するに当たりまして、事前に施設の整備とか充足する備品の要望とかいうのを各個別の学校から頂いております。

その中で、施設の整備、修繕でありましたら、私どものほうでも場合によっては現地を見たりし

ながら危険度合いなどを確認して、優先順位を決めて予算を提案させていただいている次第であります。

その中で、要望に対して幾らぐらい予算化できているかにつきましては、大体何%ぐらいというのは今ここではちょっとお答えできないんですが、各学校からはたくさん要望を頂いております。その中で、当初予算で予算化できるものはたくさん頂いている要望の中の半分には満たない状況だと、感覚的なものですけど認識しております。

○委員（井上勝博）就学援助の準要保護については、小学校は947人、特別支援教育就学奨励費というのが142人とありますが、ちょっとこの特別支援教育就学奨励費について説明いただけますか。

○教育総務課長（大濱浩一）準要保護とは別に、特別支援教育就学奨励費というものがありません。この制度の概要についてということですが、特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するという趣旨で制度化されている補助制度であります。

対象になる児童・生徒につきましては、重複しますが特別支援学級に就学されている児童・生徒の方が対象になります。なお、就学援助費との重複での受給は対象外ということになります。こちらのほうも就学援助費と同じように所得の要件があるんですが、就学援助費よりは所得要件は限度額が高い、もらいやすい形になっております。

支給内容につきましては就学援助費と似ていますが、学用品、通学用品の購入費、新入学用品、学校給食、校外活動経費、宿泊学習、修学旅行、体育実技の…。（発言する声あり）分かりました。

○委員（井上勝博）就学援助費と今言われた特別支援のものが重複はしていないというふうに聞いたんですが、これは就学援助費を申請されて、そして、その特別支援学級に行かれる児童の保護者についてはこっちのほうの就学援助じゃない、別のほうになると、そういう理解でよろしいんですか。

○教育総務課長（大濱浩一）申請の方法につきましては、それぞれ申請をしていただく形になっています。

○委員長（徳永武次）ここで、休憩します。

再開は、おおむね13時といたします。

~~~~~  
午前 11時59分休憩  
~~~~~  
午後 0時55分開議  
~~~~~

○委員長（徳永武次）休憩前に引き続き、会議を開きます。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）先ほどの続きですが、就学援助を申請される方と、それから実際に寄附を受ける方については差がやっぱりあるのでしょうか。

○教育総務課長（大濱浩一）申請された方がほとんど認定になります。

○委員（井上勝博）それから、エアコンの設置が普通教室に行われたわけですけど、これ特別教室はついていないと。ただ、特別教室でもコンピューター室とか、そういったところはあるところもあるわけですから全部が全部特別教室についていないわけじゃないと思うんですけど、普通教室と特別教室の全体数とエアコンの設置されていない特別教室というのはどのくらいあるか分かりますか。

○教育総務課長（大濱浩一）普通教室と特別支援教室には設置されておりますが、ただいまありましたとおり、理科室とか図工室、家庭科室とかの特別教室についてはまだ全てについている状況ではございません。なお、全体のうち、どの程度設置されていて、ついていないのかということについては今把握していないところです。

○委員（井上勝博）後でも教えていただければありがたいです。

それで、ちょっと要望なんですけれども、先ほど学校からの要望について、たくさんの要望が出されているけれども、実際に応えられているのは半分に満たないのではないかとおっしゃったわけですけども、これについてもきちっとしたやっぱり数字でつかむことはできないんですか。

○教育総務課長（大濱浩一）主幹のほうで回答します。

○主幹兼教育施設整備グループ長（藤井孝彦）令和2年度の学校要望につきましては、全体で433件ございまして、概算総額でいきますと10億600万円程度になりました。そして、

当初予算の工事請負費、修繕料を合わせますと1億7,000万円程度になります。ほぼ10.6%という数字になっております。

**○委員（井上勝博）** 学校の関係者に聴くと、やっぱりなかなか要望を出しているんですけど修繕ができないという、そういう話をよく聴くことが多いわけで、やはりそれがこの数字に表れていると思います。学校教育の場というのは、やはりこれからの薩摩川内市の未来を担う子どもたちの学ぶ場ですので、財政的な問題はあるかと思いますが、学校側の要望に応えられるように頑張ってくださいというふうに思います。

**○委員（瀬尾和敬）** 今の附属書の153ページを見ているんですが、この中ほどのスクールバス等の運行内訳というところです。これで見ると例えば、中央中学校は1台で委託料等が1,962万円、水引小・中学校は2台で4,100万円等になっているわけなんです。東郷学園義務教育学校は3台で2,500万円とかになっています。運行距離とかいろんな条件でこうなるんでしょうけれど、ひょっと見にはちょっといわずに4,100万円というのは突出した金額ではないかなというふうな気がするんですが、この概略をお示しいただきたいと思います。

**○主幹兼就学支援グループ長（菊池克彦）** ただいまの質問にお答えいたします。

水引小・中学校が4,100万円程度ということで多いんじゃないかという御質疑ですが、水引小・中学校の場合には湯田・西方コースと寄田・滄浪コースの2コースがあります。小・中学校ですので、登校便が1便、下校便が、小学校が2便と中学校のほう重複して1便と部活動便で合わせて3便あります。合計、水引小・中学校の場合は4便になります。

東郷学園の場合ですと、小学生が対象ですので、登校便が1便、下校が2便になります。合計3便になります。その時間と距離によりまして、こういう差が出ております。入札の結果でございます。

**○委員（瀬尾和敬）** はい、分かりました。私が思ったのは、できるだけ経費を抑えたりするということも例えば学校の統廃合とか、その意味があるのに、ここにがばっと経費がかかるようだったら別に統廃合する必要もなかったんじゃないかという、そんな気がしたものですから、今伺いました

ところです。これはもうしょうがないことでしょうか。

ちなみに、一人で13万6,000円とかいうのがありますよね、13万6,800円と。こうするのは、どういう契約のやり方で運行されているんですか。

**○主幹兼就学支援グループ長（菊池克彦）** 樋脇小学校は、倉野地区が廃校になったことに伴います倉野地区の子どもたちのスクールバスになります。樋脇小学校の13万6,800円はタクシーでの運行となります。登校便はデマンドタクシー、下校便は普通のタクシーになります。1学期間のみ、2学期になって転校されましたので、金額が少ない金額となっております。

**○委員（川添公貴）** 就学援助費について伺いたいと思うんですけど、まずは人数についてです。これは年間の延べ人数なのか、それとも1年この同じ人が何回も受けての実数がこれなのかというのをちょっと聞きたいんですけど、1年間でこの人数なのか。

**○主幹兼就学支援グループ長（菊池克彦）** 1年間の実人員でございます。年に3回支給しております、その人数でございます。

**○委員（川添公貴）** そうしたら、まずは小学校が合計1,153名で6,122万172円です。それで、薩摩川内市の小学校の児童数は、おおむね5,000人ぐらいですよ。そうすると、20%が就学援助費をもらっているということになると思うんですが、間違いはないですか。

**○主幹兼就学支援グループ長（菊池克彦）** 小学校が、児童数が5,463人に対しまして、表の上から2番目、準要保護でいきますと947人、それと上の要保護25人を足しまして972人になります。要保護・準要保護の全児童生徒に占める割合は17.8%となります。

**○委員（川添公貴）** ということは、貧困世帯の方々に援助するというのが基本的なルールですよ。薩摩川内市の子どもさんを学校に預ける家庭の約20%は貧困世帯ということですよ。実際にそういうことは有り得ないと思うんですけど、

それと、この準要保護者、この方々が書類を出したら校長先生が印鑑を押して、そのまま回ってきますよね。それで支給が開始されるんですけど、きちっと家庭の実情調査をその後しているのかど

うか。要は、何でこれを言うかという、ある保護者が、日教組の担任の先生がこの要保護申請書を全児童に配ると。みんな申請したほうがいいんだよということを言っていたらいい。あり得ない話です。

実際のこの生活困窮者がこれだけいるということは、私はちょっと考えられないので、支給要件をまずは教えていただきたいということと、きちっと追跡調査をして——ちゃんと保護しなきゃいけないところは保護しなきゃいけないと。それは分かっているので、しっかりと追跡をしているかどうか、この2点を教えてもらいたいと思います。

**○教育総務課長（大濱浩一）** 認定基準につきましては、世帯の該当要件の非課税世帯でありましたり、児童扶養手当の受給世帯でありましたり、もしくは学校長が認める世帯等、まずは支給世帯の該当要件がございます。

もう一つ、所得要件がございます。この所得要件はそれぞれの世帯によって、構成員が違いますので、生活保護の基準にある程度準ずる部分もあるんですが、必要なそれぞれの世帯の人数、年齢ごとの必要経費に対しまして、その御世帯の収入が前年度もしくは前々年度収入が一定額以内である場合が該当ということになります。

具体的に申しますと、本市におきましては、必要な生活経費に対して収入が1.2倍以下の世帯が該当という取扱いになっております。なお、この取扱いにつきましては、県内のほとんどの自治体が同様の基準ということで確認をしているところです。

追跡調査についてですが、6月下旬ぐらいにその年度の認定をするんですが、それ以降その年度においては追跡調査的なものはいたしていないところであります。

**○委員（川添公貴）** 実際に生活保護の要件にも準じてということをおっしゃったんですが、生活保護の場合はいろんな基準があって、生活保護を受給するときには世帯分離という方法があるんです。世帯分離をやったときにその対象から外れるので、生活保護を受けられるとか。これの場合も例えば、夫婦なんだけれど独り親で養育していて、3人いるとか何とかという要件等にはめ込んでいけば受給できるはずなので、生活保護と一緒にであれば、夫婦が別々に住んでいた場合、そういう要

件があるので。しっかりと生活保護を見るのは所得世帯の合算をきちっと見るんです。

だから、やっていたらいいと思うんですけど、そこら辺もきちっと精査をして例えば、片親だろうが二親でも3人でもいいですが、所得合算をした中で子どもが3人、4人、5人というものの控除額がありますよね、そこで1.2が出てくるはずなので。だから、そこら辺をきちっと精査をして。このパーセントはやはりあまりにも多過ぎると思いますよ。

この世間の中身を見て、そういう20%の困窮者がいるのかということになるので、できれば民生委員さん等に調査をお願いして、学校長判断だけでやるというのは学校長にかなりの負担なので、例えば民生委員さんに調査を依頼して、民生委員さんの承諾をもらった上で、この扶助費、就学援助費を払うというような方法等を検討すべきだろうと思います。

かれこれ私の場合でも15、6年前は所得がゼロだったので、そのときに私はこの就学援助費なんていうのを申請したことがないんです。今思えばしときゃよかったと思います、本当にもともと農業でしたから。

それで、こんなに簡単にくれるのであれば、しておけばよかったと思います。だから、それぐらい、先ほど言いましたけれど、保護者の方、教員がそうやって配るんですから、こういう助長をさせている。そういう話を聞きましたので、やはり実態調査をすべきだと思うんですけど。払うなということとは言わないですよ。やっぱりしっかり育てていかなきゃいけませんので、それは本当に困っている方には払わなきゃいけない。これは十分に理解した上で言っているんですけど、どうお考えですか、そこら辺は。

**○教育部長（上大迫 修）** 川添委員が言われました、その所得の分離の話や世帯の人数、所得の確認については規定どおり一応しておりますが、今、議員が言われましたとおり、認定した年度におきましては、年度途中までには追跡調査もしておりません。現実、簡単にできるのではないかと。いったことの御指摘も頂いておりますので、現状はどういった対応になっているのかという学校での周知の状況等については確認をしてみたいというふう考えているところです。

先生が助長されているなどの意見もありましたが、この件については制度としてきちっと説明される場面での話ではないかなというふうに思っておりますので、私どもが想定しております制度としてきちっと間違えることなく周知が図られていれば大丈夫じゃないかなと思っておりますが、改めて学校を通じて配布をし、上がってくる流れの中で誤認が生じていないのか、そこら辺についてはちょっと調査をしてみたいというふうに思います。

**○委員（川添公貴）** 申請される内容が虚偽記載であるということは言わないですよ。みんなが生活に合った自分の持っている権利の範囲内で出されているということは十分に理解しているんだけど、そういういろんな抜け道があるので、きちりと精査してやるべきだろうと。だから、その方法の一つとして、先ほど言いましたように校長の責任ではなくて、民生委員の方にお問い合わせとかという形を取るべきだろうと思います。こういうところは監査委員もかなり指摘をされたのだろうとは思いますが、ぜひそのような形をお願いをしていきたいと思っております。

**○委員（落口久光）** すみません、午前中の続きになるんですけど、先ほどの4社中1社、途中でまた見直しの要求があったというようなことだったと思うんですけど、本来ちょっとあり得ないなあと。あるとしたら入札とかそういう条件に出して決まって、期がスタートした段階で実はどこからか引越してこられて、その方がえらい遠くにいて距離が伸びましたよとか、運転手の方の拘束の時間が伸びたので条件が変わったから金額の見直しをしないといけないというんだったら分かるんですけど、それに該当するような事象があったのかな。多分ないんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺もうちょっと詳しく教えていただきたいんですけど。

**○教育総務課長（大濱浩一）** まず、新年度のスクールバスの入札に当たりましてなんですが、今、委員から質問がありました、使用において新しく児童が増えたりとか乗降場所が増えたりとかしたところは、まずありませんでした。設計とかいうものはまず変わりませんでした。

改めて説明をさせていただきます。スクールバスの運行業務委託の当初予算見積り設計につきましては、運輸局が示します貸切バス事業者の運賃・料

金の時間・距離当たりの上限額・下限額に示されている範囲を参考に設計を立てているものです。

具体的には、運行コースに対して、営業所が近い業者が有利になる仕組みになっているようです。この範囲内での設計をしているわけですが、参考見積りを頂いた上で、それぞれのコースに一番近い営業所で設計額が低い営業所の単価を参考に予算設計を立てていたところでありましたが、全体の中で一番安価であった営業所の業者さんが指名から外れて入札要件から外れたことによりまして、次にコースから近い営業所の業者さんの設計額を参考に改めて設計額を積算しましたところ、明らかに予算の不足が生じるということが確認できたことから、予算流用を行った次第でございました。

**○委員（落口久光）** ということは、予算に上げるときは全然まだここは決まっていなくて、その後で1社外れた理由もいまいち分からないんですけど。従来、こういうのがあり得るのかなあと率直に思ったりはするんですけど。そうであれば、距離が遠くてももっと条件のよいところがあったりとかするんだったら、そっちに決まってもいいんじゃないかと思ったりもするんですが。

前回も中身を教えてくれと言ったときに教えないというので、前回の委員会でも別件であったので。多分ここでも明確には内容の開示はないんでしょうけれど、何かこの金額のアップがすごく、この仕事の内容でいくと大きいなあとという気がする。今回はもう決算ですから支払いの義務も生じますし、そういう契約をされているからどうしようもないんでしょうけれど。

公平性・透明性、そういうところを考えたときにちょっとやっぱり不透明感があったりいうのと、はっきりと分かりましたと言にくいところが非常にありますので、今後の運用の在り方とか、その入札の仕方とか、そういうところに対してはかなり見直す必要があるかなと思うんですけど。

今のこの午前中からのやり取りで、そういう方向に変えていただけるのかどうか、ちょっとコメントを頂けるのであれば。

**○教育部長（上大迫 修）** 落口委員が言われましたとおり、細かな部分について説明するのはちょっとあれですが、当初見積ったときの最低の指名された金額等を用いて残った業者等で入札をすれば当然に不落が予想された入札であったら

うというふうに思っております、適切に入札参加を頂く方、業務を実施いただく際に設計書のほうを作り替えるといいますか、再度精査するに当たって当初予算を大きく上回ったために流用したということでございます。

落口委員が御指摘のとおり、スクールバスの運行に当たって公平性・透明性をきちっと説明ができる形での積算及び執行になっているのかということについては、改めて整理をしたいと思いますが、令和元年度と令和2年度の設計書の確認の仕方の部分について既に改めた部分等もございますので、その説明だけを少しさせていただきたいというふうに思います。

主幹のほうから説明させます。

#### ○主幹兼就学支援グループ長（菊池克彦）

令和元年度は見積業者の最低金額を設定額としておりましたが、令和2年度、それから来年度に向けましては、ここの予算要求に対しましては見直しを今しているところです。

○委員（川添公貴）最初積算をする、予算編成するときに根拠は示されたとおりにんですが、平成26年3月に、国土交通省の自動車局の旅客課長名で各地方運輸局の自動車交通部長へ通達が出されている。これはスクールバスを運行する会社の契約についてというのがあるんですが、それを参考にして積算されたのかどうかということが、まず一つ。

落口委員がおっしゃっているのは、それで計算したのに、1社外れたのに何でその単価が動いたのということなんです。これは積算している以上は動くはずがないんです、ここが。でしょう、設計単価が変わらないんだから。そこで、この通達に基づいて設計をしているのにあえて設計を変更したということになったのであれば、何でそうせざるを得なかったのかということ。この大きな疑問点が二つあります。だと思えますよ、聞いていて。

だから、そこをきちっとこの決算なんだから、こうやってきちっと使いましたということを説明いただければ問題ないと思います。だから、そこを説明すべきだと思います。これは追加質問ですから。

私の質問は、外国語指導助手の方々とか英語力向上に向けて予算をたくさん消費していただいて

いるんですが、この結果として、一つの例として英語技能検定受験状況が示されているわけなんです、これで英語の補助員とかを入れてやっているんですが、それで効果が上がってきたのかどうかです。ちょっと私の身近なところを見ても分からないものですから、成績が上がってきたのかどうか。

また、このお金を打ち込んで効果があったということですので、その結果として効果がだんだん上がりつつあるのかどうかということをもまずはお聞きしたいと思います。先ほどの答えの後でいいです。

○教育部長（上大迫 修）1社が抜けたことでそこまで数字が変わるのかと、その仕様は変わらずにいるのにとということがありました。

国土交通省が示しています基準のほうは、営業部点から搬送するまでの距離であるとか人数であるとかを基本としていますので、私たちが当初採用していたものについては最も拠点から搬送するまでの距離が近い方のほうをしていたものが、実際に執行する段階ではかなり遠い事業所の方が運送されるということになったので、ここまで数字のほうが動いたという形、搬送距離のほうが基準内において長くなったという形が端的な答えになるかというふうに思います。積算上です。

そして、運輸支局のほうでは上限・下限の整理がありますので、上限・下限の中にあっても一番近い方が出した数字と一番遠い方が出した数字ではかなりの開きが制度上もありますので、そういったものが影響して今回、遠い方が入札参加という形になりましたので、そういった形で不足が生じたということでございます。

○学校教育課長（村上勝美）英語の成果が上がったかどうかということですが、その指標の一つとして、中学校卒業時、英検3級合格という数値がございます。この数値から見ますと、平成28年は29.4%でしたが、それから平成29年が41.5%、平成30年が42.8%、そして令和元年度が43.2%と確実に上がってきております。

○委員（川添公貴）確実に上がってきているのであるとするならば、今後も次の令和3年度予算編成に向けてもうちょっと手当を手厚くやっていただければ、もっともっと伸びていくのかなと

思いますので、そういうところに——先ほどきちっと精査せいと就学援助費については言いましたけれど、かけるべきところはしっかりかけなきゃいけないと思うんです。だから、今後これから予算編成をされるのでしょから、ぜひそこら辺もしっかりと手当をしていただきたいと思います。

というのは、英・数・国ですから、あと数学の指導助手というか、そういう方々も導入していただきたい。これは決算外ですので言いませんけれど、そういう思いがありますので、ぜひそこを詰めてやっていただきたいなと思います。

**○委員（落口久光）** すみません、先ほど一番最初に安いところが外れたというふうな説明があったんですけど、近いところがです。近いところイコール多分、条件的によいので値段的にもそんなに高くないほうじゃないかなと思うんですが、何でそこにならなかったのか、外れた理由が分からなくて。

**○教育部長（上大迫 修）** 外れた事業者さんというか、その最初、当初していた設計額のほうを採用できなかったといった部分については、残った事業者さんでの設計額等を最初の設計額で実施をすると、当然に不落となって実際の予定していた仕様書に定めた運行ができないということが確実視されたので、その設計額を採用しなかったということです。その事業者さんのほうが入札に参加できなくなったというのは、契約上の停止処分等の対応があったことで参加できなかったというふうにとちょっと把握をしているところです。

**○委員（落口久光）** 長くなってすみませんけれど、でも最初は入っていたんですよ。入れなくなったとは言われても。そこら辺がはっきりしないなあ、何かもやもや感がすごくあって。

**○教育総務課長（大濱浩一）** 具体を改めて説明します。

平成31年度のスクールバスの入札の執行を平成31年2月26日に実施予定としておりましたが、この時点で市内業者4業者さんが参加して入札を行う準備をしておりましたが、その入札期日の近い日になりまして、入札参加資格に対して疑義があるという申出がありまして、その後、その疑義があるという申出があったことから、その当該入札につきましては一旦中止になりました。その後、審査資格の審査の結果、指名停止の取扱い

と、その業者さんがなった次第であります。

**○委員（井上勝博）** スクールバスの事故があって、その事故が起こった場所をうその報告をしたということから、入札参加資格を失ったということだったと思うんです。それは私もそう思っていたんですけども。

ただ、私、聞いていて思ったのは、そのバス会社からすると、それぞれの学校の距離というのは近いところもあるけれども、遠いところもあったりして。しかし、大体、バス会社が遠いところも取ってしまうような状況もあるのになあというふうに思うんですけども。先ほどの説明とすると、ちょっと何か整合性が取れないなあというふうに思うんですけども、そこら辺の説明がよく分かりません。特定の場所にある業者が近い学校というのと遠い学校もあるんだけど、遠い学校も取ってしまうわけですから、そこがよく分からないですけれども、その辺についてどうなんでしょうか。

**○教育部長（上大迫 修）** コンパクトに説明しているので、なかなかお分かりいただけない部分があると思うんですけども、先ほど川添委員の御質問の中に運輸支局の示したルールがあるというふうに言われました。

このルールは、あるところからあるところまで人を運ぶ際に対して、営業拠点からの距離に対して上限でここまで下限でここまでと幅があります。この幅に基づいてその料金を決めることができる、要するに応札に参加することができるというふうになっておりますので、今回、入札資格なしとなられた事業者さんのほうが自分の示せる下限なら下限の部分で入れておられるのを私たちが設計額という形で採用をしておりましたので、それでもってしますと残り数者の方々がこれまでの実績と同じやり方を令和元年度まで続けてきておりましたので、そういうのから見ると当然に残った方々で当初この資格がなくなられた事業者さんの設計額をもって実施すると不落というのが現実味として予測をされたので、実施しなかった。

もちろん、そういう入札資格がなくなったということも停止の理由にはなりますけれども、同じ設計額をもって実施しなかったのは当然にこれまでの実績等を見たときに不落になることが想定される入札をしなかったということで、改めて残った

方々といえますか、お願いをしたい方々の見積書等から設計書をやり直したら、予算的には1,700万円という形の大きな数字が出てきたということでございます。あくまでも上限・下限の中でそれぞれが出しますので、そのまま実施してもよかったのではないかと、した結果でやってもよかったんじゃないかという動きもありますが、これまでの実績と入札の動向等を見極めた上でこのままではもう最初から不落になるといった形が見込まれたので、そういう判断をしてここに至った次第でございます。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

以上で、教育総務課及び学校教育課を終わります。

#### △文化課の審査

○委員長（徳永武次）次は、文化課の審査に入ります。

まず、決算の概要について部長の説明を求めます。

○教育部長（上大迫 修）決算附属書の159ページをお願いいたします。

冒頭に決算額についてですが、文化課につきましては2億2,878万8,219円となっております。主要な施策について、2項目説明申し上げます。

まず1点目、1の文化財調査保存整備及び活用では、郷土芸能保存奨励事業補助金を49団体に交付いたしました。また、川内大綱引の国指定に向けた取組として調査報告書の取りまとめに向け、調査委員会を開催、埋蔵文化財発掘調査では個人住宅のほか、天辰第二土地区画整理事業地内等の実施をしたところでございます。

160ページをお願いいたします。文化施設の整備と運営に関する事項になりますが、文化ホールの効率的な運営に努めるとともに、川内歴史資料館、各郷土館、川内まごころ文学館では、資料収集や保存・展示・調査研究を行ったところでございます。

なお、各施設の利用状況は下段に記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

○委員長（徳永武次）次に、決算内容について課長の説明を求めます。

○文化課長（羽田美由紀）まず初めに、歳出の説明をいたしますので、決算書の191ページをお開きください。

10款5項2目文化振興費につきましては、決算額2億6,904万7,089円のうち、文化課分は2億2,878万8,219円でございます。

備考欄にて説明いたします。

まず、文化財保護事業費の主なものは、文化財保護審議会委員報酬、端陵地上レーザー測量業務委託などの委託料23件、郷土芸能保存奨励補助金などの補助金2件などです。

次に、伝統的建造物群保存整備事業費の主なものは、入来麓街なみ環境整備事業、三十三観音塔道路整備工事など2件、伝統的建造物群保存地区保存補助金2件などです。

次に、清色城跡保存整備事業費の主なものは、清色城跡に係る草刈り・伐採業務委託などです。

次に、文化振興事業費の主なものは、薩摩国分寺秋の夕べ舞台演出・舞台製作業務委託など委託料7件、薩摩川内市民まちづくり公社文化事業推進補助金など補助金4件です。

次に、文化ホール管理費の主なものは、川内文化ホール・入来文化ホールの指定管理料、入来文化ホール非常灯取替工事です。

次に、歴史資料館管理費の主なものは、樋脇郷土館の行政事務嘱託員二人の報酬と、194ページにございます川内歴史資料館及び下甕郷土館の指定管理料、樋脇郷土館内薫蒸処理業務委託など委託料8件です。

次に、川内まごころ文学館管理費の主なものは、川内まごころ文学館指定管理料などです。

次に、旧増田家住宅等管理事業費の主なものは、入来麓旧増田家住宅等指定管理料など委託料2件です。

次に、天辰寺前古墳管理費の主なものは、天辰寺前古墳公園除草・草刈り業務委託です。

なお、50万円以上の節間流用はございません。

15節の工事請負費の繰越明許費938万3,000円につきましては、入来麓街なみ環境整備事業におきまして、三十三観音塔道路整備工事の際、一部土地名義の変更に時間を要し、年度内の工事完成が困難となったため、翌年度に見送

ったことによるものです。なお、工事は今年度5月に完成しております。

次に、歳入につきまして説明申し上げます。

決算書の23ページをお開きください。

14款1項7目4節社会教育使用料のうち、当課分につきましては、調定額、収入済額とも936万5,475円です。

内訳は、川内歴史資料館・川内まごころ文学館の入館料、川内文化ホールなどの使用料です。

次に、35ページをお開きください。

15款2項8目4節社会教育費補助金は、調定額907万1,000円、収入済額539万6,000円で、収入未済額367万5,000円は、街なみ環境整備事業における繰越明許費分に当たる補助金です。

国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金は、入来麓伝統的建造物群基盤強化事業と、薩摩川内の大綱引き民俗文化財調査事業並びに市内遺跡発掘調査等事業に対するものでございます。

社会資本整備総合交付金は、街なみ環境整備事業に対するもので、補助対象経費の50%の補助率です。

国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金は、補助対象経費の50%の補助率で、石垣・修理工事については補助対象経費の65%です。

次に、45ページをお開きください。

16款2項8目4節社会教育費補助金のうち、当課分につきましては、調定額、収入済額とも224万4,000円です。

内訳は、伝統的建造物群保存地区保存修理事業補助金と、特定離島ふるさとおこし推進事業です。

伝統的建造物群保存地区保存修理事業補助金は、補助対象経費の5.25%以内の補助率で、特定離島ふるさとおこし推進事業は、補助対象経費の70%の補助率です。

次に、49ページをお開きください。

16款3項7目5節社会教育費委託金は、調定額、収入済額とも6万2,000円です。

内訳は、文化財保護法に関する事務の埋蔵文化財の試掘調査等に係る権限委譲交付金です。件数割交付金となっております。

次に、73ページをお開きください。

21款5項4目1節雑入の当課分につきましては、調定額、収入済額とも72万3,572円で

す。

内訳は、川内文化ホール光熱料、各郷土誌実費販売収入などです。

以上が、当課分の歳入に関する主な内容です。

なお、歳入のいずれにつきましても、不納欠損はございません。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、文化課の審査を終わります。

#### △社会教育課の審査

○委員長（徳永武次）次は、社会教育課の審査に入ります。

まず、決算の概要について部長の説明を求めます。

○教育部長（上大迫 修）では、決算附属書の157ページをお願いいたします。

社会教育課のまずは決算額でございますが、1億5,966万1,412円の決算となりました。主要施策の成果になります。

一つ目、社会教育の充実につきましては、社会教育分野の職員等を配置し、社会教育委員会の開催のほか、地域における公民館等の運営等を実施したところでございます。

2番目、各種教育活動の充実では、成人教育事業として、PTA等の社会教育団体に対し、補助金を支出、団体の育成を図り、また指導者の研修等も実施したところでございます。

ちなみに、幼稚園、小・中学校では延べ451回の家庭教育学級を開催したほか、家庭教育学級の学生、PTA、学校関係者等を対象とした学習研修会や、毎週水曜日における子育て支援に係る子育てサロン等も開催しております。

158ページをお願いいたします。

3番目の青少年の健全育成の部分では、青少年育成事業としまして、青少年フレッシュ体験事業を実施し、ニセコ町から児童生徒を受け入れ、交流を行ったほか、青少年育成市民会議では、あいさつ運動ポスター及び標語作品等を募集し、優秀作品等を表彰、また薩摩川内学校応援団では、延べ2,300人のボランティアの方々に学校の要

望に応じた様々な支援を頂いたところでございます。

新成人661名が参加しました成人式の開催や、少年愛護センターでの青少年の電話相談、街頭補導の実施もいたしたところでございます。

161ページになります。

中央公民館の決算についてでございますが、決算額は1億4,926万7,709円となっております。

主要な施策につきまして、1番の公民館の管理及び運営に関しまして、中央公民館、各地域公民館が適切な支出管理に努めるとともに、下段の表の各公民館での主催講座開催の状況のとおり、市民に学習機会を提供し、学びネットセンターではパソコン操作に関する様々な相談や学習に応じた次第でございます。

**○委員長（徳永武次）** 次に、決算内容について当局の説明を求めます。

**○社会教育課長（橋口公男）** 歳出について御説明いたしますので、決算書の189ページをお開きください。

10款5項1目社会教育総務費の支出済額は、1億5,966万1,412円です。

備考欄で説明いたします。

社会教育管理費は、社会教育指導員等13人、社会教育委員16人の報酬及び職員15人分の給与費等が主なものでございます。

社会教育振興費は、PTA連合会運営補助金ほか2件でございます。

青少年対策費は、青少年教育指導員4人及び少年愛護委員の会員と班会2回分の延べ169人分の日額報酬、放課後子ども教室事業「平佐東あったかさ子ども教室業務委託」ほか3件でございます。青少年育成市民会議運営補助金ほか1件が主なものでございます。

次に、193ページをお開きください。

10款5項3目公民館費の支出済額は1億1,027万768円です。

備考欄です。中央公民館費は、職員3人分の給与費、中央公民館・中央図書館清掃業務委託ほか13件及び中央公民館・中央図書館浄化槽設備改修工事ほか1件が主なものでございます。

地域公民館費は、公民館業務を伴う行政事務嘱託員6人の報酬、195ページを御覧ください。

樋脇・東郷公民館管理清掃業務委託ほか35件、鹿島公民館高圧受電設備改修工事ほか1件でございます。

3行下の上甕地区コミュニティセンター使用料過誤納払戻金9件は、上甕地区コミュニティセンターの利用者から一人1回につき240円徴すべきところを一人1時間につき240円を徴したもので、合計9人に払戻しをしております。

平成28年度に「一人1時間につき240円」を「一人1回につき240円」に条例を改正しましたが、従前の基準で徴収しており、使用料徴収業務を行う嘱託員への周知及び指導不足が原因であり、今後このようなことがないように十分注意をいたします。

次に、別冊の議会資料50万円以上の節間流用一覧の3ページを御覧ください。

本課における50万円以上の節間流用は、3ページの31番であります。

里公民館の屋根改修を工事請負費で予算措置をしておりましたが、執行段階において修繕料での執行が適正と判断したため、事項公民館費の15節工事請負費から需用費の修繕料に50万円を予算流用したものでございます。

以上が、50万円以上の節間流用の状況です。

続きまして、歳入について御説明いたします。

決算書の23ページをお願いいたします。

14款1項7目4節社会教育使用料です。

社会教育課分につきましては、電柱等の行政財産使用料と中央公民館及び地域公民館の施設使用料でございます。

次に、45ページをお開きください。

16款2項8目4節社会教育費補助金です。

社会教育課分は、かごしま地域塾推進事業補助金で、平佐東地区で実施しました放課後子ども教室事業に伴う補助金であります。

次に、53ページをお開きください。

17款1項1目1節土地建物貸付収入です。

社会教育課分は、備考欄、上から3行目、中央公民館の自動販売機設置に係る貸地料です。

次に、73ページをお開きください。

21款5項4目雑入につきましては、社会教育課分は、備考欄の真ん中より少し下のほうに記載があります。

3行目の樋脇公民館に設置してある太陽光余剰

電力料や、その5行下の市民大学講座受講料などが主なものでございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局からの説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。以上で、社会教育課の審査を終わります。

#### △中央図書館の審査

○委員長（徳永武次）次は、中央図書館の審査に入ります。

まず、決算の概要について部長の説明を求めます。

○教育部長（上大迫 修）決算附属書の163ページをお願いいたします。

まず、決算額でございますが、8,321万4,262円となっております。

主要施策の成果になります。

1番目、図書館の管理運営に関することになりますが、市民に親しまれ、市民の生活に役立つ図書館づくりを目指しまして、利用者目線に立った図書資料の整備充実及び市民生活の課題に対応した館内展示に努め、お話し等の事業を積極的に取り組んだところでございます。

このほか移動図書館によります巡回サービス、各地域分館との連携、インターネット活用によりまして、地域全体での図書館サービスの提供を行ってきたところでございます。

参加型学習としまして、小学生の参加によりますビブリオバトルにも取り組んだところでございます。

このほか、164ページ、視聴覚ライブラリーの管理運営等の実施をしてきているところでございます。

○委員長（徳永武次）次に、決算内容についての当局の説明を求めます。

○中央図書館長（堂元清憲）それでは、歳出について説明いたします。決算書は195ページです。

10款5項4目図書館費、支出済額8,246万6,956円です。

備考欄でございます。図書館管理費につきましては、図書館職員の人件費並びに図書館の管理運

営に係る経費になります。

主なものです。図書館協議会委員7人の報酬、本土の2分館の行政事務嘱託員二人の報酬、中央図書館職員3人の給与費、中央図書館窓口等業務委託ほか2件の業務委託、それから備品購入は一般図書及び児童図書の購入、それから鹿児島県図書館協会負担金ほか1件の負担金でございます。

次に、その下になります。5目視聴覚ライブラリー費です。支出済額74万7,306円です。

備考欄です。視聴覚ライブラリー費の主なものは、視聴覚ライブラリー運営審議会委員6人の報酬、備品購入が視聴覚機材のワイヤレスチューナーユニットほか1件及び教材2件の計4件、それから鹿児島県視聴覚教育連盟負担金でございます。

全く執行をしなかったものは、8節報償費です。これは視聴覚教育メディア研修会、パソコンによるビデオの編集講座ですが、この講師謝金を計上してはいたしましたが、講師の方が県の職員であられましたことから支出を要しなくなったものでございます。

次に、歳入を説明いたします。決算書57ページです。

18款1項8目1節教育費寄附金です。

備考欄です。中央図書館分は、図書館費寄附金5万円です。

内容は、薩摩川内ロータリークラブ様からの寄附金でございます。寄附者の御意向に沿いまして、図書の購入に充てているところでございます。

次に、61ページです。

21款5項2目1節弁償金です。

備考欄です。中央図書館分は、図書館資料紛失に伴う弁償金1件です。

次に、75ページです。21款5項4目1節雑入です。

備考欄、中ほどになります。中央図書館分は、郷土史等販売収入金及びコピー代実費収入金です。コピー代につきましては、中央図書館に設置のコイン式コピー機の実費収入金でございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、中央図書館の審査を終わります。

---

△少年自然の家の審査

○委員長（徳永武次）次は、少年自然の家の審査に入ります。

まず、決算の概要について部長の説明を求めます。

○教育部長（上大迫 修）それでは、決算附属書162ページをお願いいたします。

少年自然の家の決算額につきましては、上段にございますが、1億505万4,611円となったところでございます。

主な施策の成果について、1番目、少年自然の家運営及び施設の維持管理では、浄化槽管理などの業務委託を実施するとともに、宿泊棟の非常用照明施設、工作室、視聴覚室の屋根防水改修等を実施したところでございます。

また、2番目、少年自然の家事業では、夏・冬のアドベンチャー、てらやまんち森の学校、ファミリー自然体験隊等の主催事業を実施し、また一般成人の生涯学習を支援する事業として、てらやまんちホットサロンの実施や、地域青少年育成指導者の指導力向上を目的とした地域指導者養成講座などを実施したところでございます。

○委員長（徳永武次）次に、決算内容について当局の説明を求めます。

○少年自然の家所長（南 竜治）まず、歳出について説明申し上げます。

決算書の195ページをお開きください。

10款5項6目少年自然の家の決算額は1億505万4,611円です。

備考欄に従いまして御説明申し上げます。

少年自然の家管理費につきましては、指導員7名、施設管理補助員1名、養護教諭業務嘱託員1名、宿直警備員2名、少年自然の家運営協議会委員7名分の各報酬、職員7名の給与費、庁舎清掃作業等の委託料、備品購入、施設維持補修に係る工事請負費、修繕料が主なものでございます。

次に、197ページを御覧ください。

少年自然の家事業費につきましては、アドベンチャー事業に係る使用料及び賃借料、食料費等が主なものです。なお、50万円以上の節間流用はございません。不用額が50万円を超えるものとしましては、報酬及び需用費、全く執行していな

い費目はございません。

次に、歳入について御説明申し上げます。

収入未済額はございません。

決算書の23ページをお開きください。

14款1項7目教育使用料4節社会教育使用料の中の少年自然の家使用料では、131万100円の収入がございました。

また、行政財産使用料としまして3万9,750円、これはNTTドコモ携帯電話中継基地局及び食堂カストルの自動販売機、九州電力の本柱、支線の設置使用料でございます。

次に、53ページをお開きください。

1目財産貸付収入1節土地建物貸付収入の中の少年自然の家貸家料としまして、7万1,500円の収入がございました。自動販売機設置分でございます。

次に、57ページをお開きください。

8目教育費寄附金1節教育費寄附金の中の社会教育費寄附金としまして、株式会社技研様から100万円の収入がございました。

75ページをお開きください。

4目雑入1節雑入としまして、水道料実費収入金345円、アドベンチャー参加実費徴収金27万5,519円、電気料実費収入金10万811円、コピー代実費収入金1,790円の収入がございました。なお、この電気料は自動販売機、食堂、携帯電話中継基地局電気代の実費収入金でございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質問願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、少年自然の家の審査を終わります。

---

△総務課の審査

○委員長（徳永武次）次は、総務課の審査に入ります。

まず、決算の概要について部長の説明を求めます。

○総務部長（田代健一）決算附属書の5ページをお開きください。

総務課では、まず、1、人事及び給与等に関する事項として、職員の採用・退職を含め、様々な

行政課題に対応するため、職員の配置調整、人事異動を行いました。

令和元年度は、甌島一体化方針による振興局設置の準備や、国民体育大会の開催に向けた体制強化など、重要施策推進に対応した職員配置を行ったところであります。

6ページの(2)職員の研修に関することとしましては、職員の資質や公務能率の向上を図るため、国・県や関係機関や職員を派遣するとともに、自治大学校研修や職務別研修など各種研修を行っております。

7ページの(3)給与事務に関することといたしましては、給料表を平均0.1%増額改定するなど、人事院勧告に基づく改定を実施しました。

また、(4)の特別職報酬等審議会に関することとして、昨年度は3回開催し、特別職の報酬等について審議していただきました。なお、同審議会につきましては今年度、市議会からの諮問要請の取り下げを受け、新型コロナウイルス感染症の影響により適正な報酬額の検討を行うことが困難と判断し、市長から諮問の取下げを今年8月に行っております。

(6)の総合企画会議に関することとしては、昨年度は1回開催し、教育大綱などを審議していただきました。

8ページの2、職員の福利厚生及び健康に関する事項につきましては、(1)の福利厚生では、職員厚生会等を通じて職員の福利厚生に関する事業を、(2)の健康管理では、職員の健康管理のため、健康診断の実施や職員厚生会を通じて人間ドックに対する助成を行うとともに、メンタル相談のほか心理的な負担の程度を把握するための、いわゆるストレスチェックを行うなど心身両面の健康保持増進に努めたところでございます。

**○委員長(徳永武次)** 次に、決算内容について当局の説明を求めます。

**○総務課長(古里洋一郎)** まず、歳出について説明いたしますので、決算書の81ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費のうち、総務課分はまず、総務一般管理費で支出済額は24億3,945万6,889円でございます。

それでは、備考欄で説明いたします。

まず、障害者枠の行政事務嘱託員5人及び育児

休業・病気休暇職員等の代替嘱託員12人、3回開催の特別職報酬等審議会の報酬をはじめ、特別職3人分及び職員187人分の給与費及び社会保険料などの人件費と公務災害補償基金負担金、人事給与システム改修業務委託ほか4件の委託料、人事交流に伴う職員5人分の人件費相当額の負担金が主なものでございます。

次に、84ページの中段、職員厚生事業費では、支出済額では1,648万7,137円でございます。主な支出としまして、産業医としてお願いしている福山医院の福山先生、精神保健相談員としてお願いしているKメンタルクリニックの岩川先生などの報酬をはじめ、職員定期健康診断委託ほか33件の委託料、職員厚生会負担金ほか2件の負担金の支出が主なものでございます。

続きまして、95ページをお開きください。

2款1項10目恩給及び退職年金費について御説明いたします。

支出済額は7万2,808円でございます。本事業は、旧町村職員に対する旧恩給組合への市町村負担金でございます。

次に、50万円の予算流用で対応いたしました、総務課関連経費について御説明いたします。

別冊の議会資料、令和元年度決算に係る50万円以上の節間流用一覧を御覧ください。

総務課分は、番号1の1件でございます。流用の理由は、教育長の任期満了に伴う退任及び就任により両教育長に特別職期末手当を支出する必要が生じたため、不足額を流用したものでございます。

次に、歳入を御説明いたします。

決算書の61ページをお開きください。

21款5項4目1節雑入で、総務課分は7,304万5,423円でございます。内容は、公務災害補償負担金や職員手当などの各種経費の返納金と、鹿児島県への職員研修派遣に伴う派遣協定収入及び、東日本大震災及び熊本地震の被災市町村派遣協定収入、土地開発公社への職員派遣に伴う派遣協定収入などでございます。なお、収入未済額はございません。

**○委員長(徳永武次)** ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質問願います。

**○委員(川添公貴)** この厚生会の負担金につい

てお伺いしたいと思うんですけど、受診状況で受診者603名のうち総合判定で80.4%に異常があるって、どういう会社——こういうブラック企業なんていうのはないんですけど、80.4%が……。

[発言する者あり]

○委員（川添公貴）いやいや、上の受診者603名の数字とこの603名は一緒だと思うので。受けた人のこの80%がこういうのがあるというのは、あまりにも多過ぎる。勤務の管理、それからその後のケア、今後の管理をどうするのかというのを教えていただきたいと思います。

○総務課長（古里洋一郎）成果概要の中で職員が健診を受けた結果としまして、異常なしは20%弱、あと要観察、要精密、要医療、治療中がございまして、健診の結果の中身を見ますと、例えば中性脂肪、血圧が高い、あと治療中である、そういう結果の方々が多数いらっしゃいます。

その中で一つ、血圧が高い場合についても異常あり、要観察、要精密と出ておりますので、それらの項目が出てきた方が80%ぐらいいるということございまして、きちんとそちらの健診結果については、衛生管理者のほうで職員に面談等をしてまして指導をして悪化しないように対応しているところでございます。

○委員（川添公貴）今おっしゃったのは既往の病気なんですけれど、こういう集計を出すときは外したほうがいいのかも。大方、年齢がいくと中性脂肪が増えているので、それで血圧が高いと、γ-GTPも高いと。多分そこまで全部書いてあると思うので、特に要注意をするようなものだけを書いて、しっかりとケアしていますよとしないと、この数字を見ただけではブラック企業です。だから、そこら辺はうまいこと表現をしていただいたほうが良いような気がします。

○総務課長（古里洋一郎）了解しました。確かに今言われるとおり、かなり年齢が高くなればγ-GTPが高くなったり、血圧が少し高くなった場合でも一応、異常なしという形では出ないものですから、そちらをきちんと見ながら要治療とか、そういうものを特に注意しながら、また指導等もしていきたいと思います。

○委員（井上勝博）先ほどの流用一覧のところ

で、教育長の任期満了に伴う退任及び就任により両教育長に特別期末手当、職員期末手当を支出する必要がと。教育長というのは退任して、新しい教育長になるというふうに思っていたんですが、教育長が二人いる場合が出てくるという、そういう理解でよろしいんですか。両教育長ということになるんですか。

○総務課長（古里洋一郎）期末手当の算出につきましては、今回は12月1日基準の期末手当を支給しているんですが、それから以前に、12月1日以前にいる方は当然のことなんですけれど、それ以前の六月の間に何月いたかという——一月以内にいる方については計算式がございまして、支給することとなっておりますので、旧教育長のほうにも今回、期末手当を支給したために予算が不足しまして流用したものでございます。

○委員（井上勝博）例えば、会社を辞めるときにいつまでいたら退職金をもらえるかどうかとか、そういうふうに考えたりとか、期末手当もそうですよね。期末手当をもらえたりするというふうになるんですけれども、辞めた方が、ある一定のこう先に辞めてしまえばもう出ないわけですよね。そこが期末手当というものの例えば1か月前にまだ就任されていらっしゃる場合は、辞めた後にまた支給されるという理解でよろしいんですか。

○総務課長（古里洋一郎）12月1日現在で1か月前、11月1日前にいた場合につきましては、期間率等を換算しまして支給することとなっておりますので、今回、両教育長に支給しているところでございます。

○委員（井上勝博）退職金も教育長の場合は相当あると思うんです。そういう一般的に言ってかなり高い退職金をもらっていらっしゃるわけですが、期末手当の計算というのはどういう計算で出されるんですか。

○総務課長（古里洋一郎）主幹のほうに計算式については説明させます。

○主幹兼職員グループ長（中道美保）期末手当の計算に関しましては、旧教育長の月額給料掛ける加算率掛ける期末手当の率に期間率を掛けて出しております。

○委員（井上勝博）ちょっと私なかなか納得できないのは、長いこと教育長を務められた方が

1か月前に辞められて期末手当を頂く、そういう仕組みになっているというのは何となく分かる。しかし、もう就任して1か月以内の方にも期末手当が出るわけですが、その場合はどのくらいの期末手当が出るんですか。

○主幹兼職員グループ長（中道美保）1か月雇用にすれば、通常の期末手当分の30%ぐらいになります。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

以上で、総務課を終わります。

---

#### △秘書室の審査

○委員長（徳永武次）次は、秘書室の審査に入ります。

まず、決算の概要について部長の説明を求めます。

○総務部長（田代健一）決算附属書の9ページをお開きください。

秘書室は、市長並びに両副市長の秘書及び渉外業務をはじめ、式典・儀式・褒章及び交際に関する事務、市政に関する国会及び各省庁との総合的な連絡調整、市長会など加入団体による国・県等への陳情・要望活動などを主な業務としており、各項目に係る昨年度の実施状況は、9ページから12ページに記載のとおりであります。

今後も引き続き、市長、両副市長の効率的で的確な行動日程や各種調整などに努めてまいります。

○委員長（徳永武次）次に、決算内容について当局の説明を求めます。

○秘書室長（山元一将）まず、歳出でございます。

決算書の83ページをお開きください。

2款1項2目秘書広報費のうち、秘書室の決算額は秘書管理費1,127万7,495円、市民表彰費79万7,604円、名誉市民表彰費82万6,135円であり、合計1,290万1,234円でございます。

秘書管理費においては、行政事務嘱託員報酬一人及び報酬に係る社会保険料のほか、市長賞、叙勲褒章受章者に係る記念品代、市長会等の会議、各種行事、陳情・要望等に係る三役随行者の旅費、

会議・慶祝等に係る交際費、市庁舎借上料等の使用料及び賃借料、全国市長会分担金をはじめとする加入団体負担金、会議等への出席負担金が主な支出でございます。

次に、市民表彰費におきましては、市民表彰式の実施に係る功績冊子等の印刷、会場設営の業務委託、記章の製作に要した経費が主な支出でございます。

名誉市民表彰費においては、名誉市民の称号贈呈に係る記章の製作、功績冊子等の印刷、肖像写真の掲額に係る経費が主な支出でございます。

なお、1節50万円以上の不用額については、秘書管理費における旅費が該当いたします。不用額は77万9,009円でございます。理由につきましては、市長、両副市長等の状況等に係る出張旅費について、他公務との調整を行ったことや、年度末から流行を始めた新型コロナウイルス感染症への予防対策のため、出張を見合わせた結果、50万円以上の残額となったところでございます。

なお、令和元年においても、これまでと同様に、ホテルパックを利用するなど経費削減に努めたところでございます。

歳入については、秘書室のほうは該当がございません。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質問願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、秘書室の審査を終わります。

---

#### △文書法制室の審査

○委員長（徳永武次）次は、文書法制室の審査に入ります。

まず、決算の概要について部長の説明を求めます。

○総務部長（田代健一）文書法制室は、決算附属書の13ページからになります。

1、文書の送達に関することでは、庁外への文書の発送事務を行い、郵便料金の割引制度を積極的に活用し、郵便料金の縮減に努めました。

2、文書の浄書、印刷等に関することでは、本庁及び支所の電子複写機や印刷機の管理を行って

おります。

3、議会・法制に関することでは、所管課と調整しながら議案等を作成したほか、規則等の審査を行いました。

4、固定資産評価審査委員会に関することでは、文書法制室が事務局を行っておりますが、令和元年度中の審査の申出はございませんでした。

最後に、5、情報公開及び個人情報保護に関することでは、公文書の開示請求のほか、個人情報の開示請求について必要に応じ、各課への助言を行いました。

このほか、各課における事務執行上の課題に関し、法律的な解釈、考え方等の指導業務を行っているところでございます。

○委員長（徳永武次）次に、決算の内容について当局の説明を求めます。

○文書法制室長（川畑 央）まず、歳出について説明いたします。

決算書の83ページをお開きください。

2款1項2目秘書広報費の支出済額1億6,536万6977円のうち、当室分は1億92万1,556円です。

次のページの備考欄、上から二つ目の丸印のところを御覧ください。

文書行政一般事務費の主な内容を説明いたします。

まず、報酬は、固定資産評価審査委員会の開催に伴います委員3人の報酬のほか、行政事務嘱託員一人の報酬です。

郵便料は、市民や企業宛での封書やはがきなどの郵便のほか、本庁・支所間の荷物の送付に係るものです。

電子複写機等賃借料は、本庁及び支所のコピー機や印刷機等の賃借料です。

備品購入の公印は、新設された医療福祉対策監の印鑑です。

続きまして、情報公開事務費の主な内容を説明いたします。

まず、報酬は、情報公開・個人情報保護審査会の開催に伴う委員5人の報酬になります。

文書整理用ファイル・保存箱は、公文書管理用の紙ファイルと段ボール製の保存箱を購入したものです。

備品購入は、本庁舎の空調設備の更新工事に伴

い、屋上の書庫を撤去することとなったため、移管先として永利書庫に文書棚を購入したものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

決算書の25ページをお開きください。

14款2項1目総務手数料のうち、当室分は、備考欄、下から六つ目の米印で、情報公開開示請求手数料でございます。株式会社等が開示請求する際に、1件につき1,000円の手数を納めていただきます。

続きまして、61ページをお開きください。

21款5項4目雑入のうち、当室分は備考欄、ページ中ほど、上から二つ目の米印で、コピー代の実費収入でございます。情報公開時に写しの交付を受ける際のコピーの実費収入と情報公開によらないコピーの実費収入でございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、文書法制室の審査を終わります。

#### △財政課の審査

○委員長（徳永武次）次は、財政課の審査に入ります。

まず、決算の概要について部長の説明を求めます。

○総務部長（田代健一）決算附属書の16ページをお開きください。

財政課は、予算・決算に関する業務のほか、市債の借入償還、地方交付税等の業務を行っており、予算編成状況、負債残高等についてはお示ししてございますとおりです。

18ページの(4)には、地方交付税の状況についてお示ししております。普通交付税の段階的縮減として9割の縮減が講じられ、その縮減額が前年度比で1.9億円拡大したことなどの基準財政需要額の減及び固定資産税等の増による基準財政収入額の増により、最終的に普通交付税は7.7億円の減となっております。

この段階的縮減に対応するため策定いたしました、財政運営プログラムにつきましては、令和元年度決算時点で地方債残高は財政見通しの水準を上回りましたが、積立金残高については見通し額

を下回った決算となっております。

○委員長（徳永武次）次に、決算の内容について当局の説明を求めます。

○財政課長（鬼塚雅之）それでは、令和元年度歳入歳出決算について説明いたします。

まず、歳出から説明いたしますので、決算書の85ページを御覧ください。

2款1項3目財政管理費の支出済額は616万6,568円であり、主なものは、備考欄のとおり、決算書や当初予算書の印刷、統一的な基準による財務書類作成支援業務委託であります。

次に、87ページを御覧ください。5目財産管理費のうち、財政課分については、備考欄の一番上の事項、財産一般管理費のうち、財政課の支出済額は、9億2,851万円であり、財政調整基金及び減債基金に係る積立金であります。

次に、205ページを御覧ください。12款1項公債費1目元金は、支出済額48億4,177万2,454円であり、2目利子は、支出済額2億1,142万4,466円あります。

次に、同ページの下になります。14款予備費は、充用件数6件で、総額は2,150万7,000円でありました。

次に、歳入について説明いたします。

9ページを御覧ください。下のほうになります。2款地方譲与税から13ページの8款自動車取得税交付金まで、また、同ページの10款地方特例交付金及び11款地方交付税は、それぞれ収入済額のとおりであります。

次に、53ページを御覧ください。17款1項2目利子及び配当金うち、財政課分は備考欄のとおり、財政調整基金利子収入及び減債基金利子収入の2件であります。

次に、55ページを御覧ください。17款1項3目基金運用収入は、備考欄のとおり、財政調整基金を国債等により運用することで生じた益金であります。

次に、57ページを御覧ください。19款1項基金繰入金のうち、財政課分は、1目財政調整基金繰入金及び17目減債基金繰入金であり、いずれも予算計上額のとおり繰入れを行ったものでございます。

次に、59ページを御覧ください。20款繰越金は、備考欄のとおり、純繰越金及び繰越事業費

等財源充当繰越金として収入したものであります。

次に、61ページを御覧ください。21款5項4目雑入のうち、財政課分は、備考欄の中ほどにあります鹿児島市町村振興協会市町村交付金、ハロウィンジャンボ宝くじの収益金を配分されたものであります。

次に、75ページを御覧ください。このページから79ページにかけての22款市債については、いずれも年度内に予定した額の借入れを実行したものであります。

次に、同ページの23款環境性能割交付金は、令和元年10月1日に、自動車取得税が廃止され自動車税環境性能割が導入されたことに伴い鹿児島県から交付されるもので、自動車税環境性能割収入額の44.65%を市町村の道路の延長及び面積で案分し交付されるものでございます。

次に、207ページを御覧ください。実質収支に関する調書について説明いたします。

令和元年度の一般会計歳入総額は560億1,939万円、歳出総額は525億2,364万7,000円で、歳入歳出差引額は34億9,574万3,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源5億3,797万3,000円を差し引いた実質収支額は29億5,776万9,000円となりました。

次に、財産に関する調書のうち、財政課所管の2基金について説明いたしますので、376ページを御覧ください。

まず、一番上の財政調整基金は21億6,577万1,000円減少し、決算年度末現在高が75億4,735万7,000円となりました。2つ目の減債基金は9,789万1,000円減少し、決算年度末現在高は9億323万2,000円となりました。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、財政課を終わります。

△財産活用推進課の審査

○委員長（徳永武次）次は、財産活用推進課の審査に入ります。

まず、決算の概要について部長の説明を求めます。

**○総務部長（田代健一）** 決算附属書の19ページをお開きください。

財産活用推進課は、薩摩川内市民まちづくり公社に関する事務を含め、公有財産の事務総括、庁舎、公用車の維持管理などのほか、指定管理者制度の総合調整、公共施設マネジメントの取組を行っております。

1の市民まちづくり公社運営補助金につきましては、まちづくり公社の運営に要する経費を補助することにより、市民の生涯学習の推進と福祉の向上に努めました。

2の財産管理費では、田代ニュータウン、3区画、大村団地、2区画、あさひ団地、1区画の計6区画を売却いたしております。

旧高江中学校の閉校跡地の利活用事業者に対し助成金を交付し、遊休施設の利活用に取り組んだところでございます。

公共施設マネジメントでは、公共施設再配置計画に基づき集約案検討のための基礎調査を行いました。

車両管理では、本庁、本土支所の集中管理車両をリース化し、効率的な運用に努めております。

3の庁舎管理費では、令和2年度までの継続費による本庁舎空調設備更新工事や建物設備の維持管理のための修繕、工事及び警備、機械設備の保守管理等の委託を行い、庁舎等の適正な管理に努めたところでございます。

**○委員長（徳永武次）** 次に、決算内容について当局の説明を求めます。

**○財産活用推進課長（園田克朗）** まず歳出から説明いたします。

決算書の83ページをお開きください。備考欄下側でありますが、2款1項1目一般管理費のうち、財産活用推進課の支出済額は3,385万5,620円で、市民まちづくり公社運営補助金でございます。

次に、87ページをお開きください。2款1項5目財産管理費のうち、財産活用推進課分の支出済額は1億8,274万1,974円でございます。

内容といたしましては、事項財産一般管理費の財産活用推進課分といたしましては、行政事務及び施設点検業務嘱託員の報酬等、公共施設個別計

画策定支援業務外49件の委託、旧高江中学校プール解体工事外7件の工事請負、旧高江中学校のスポーツ拠点施設事業に係る遊休公共施設等増改築助成金、市有保全基金への積立金等が主なものでございます。

同ページの次の事項、車両管理費では、車両管理業務及び運転業務嘱託員の報酬等、集中管理公用車車両借り上げ料として、本庁及び本土支所で集中管理する車両83台をリース化しました。

薩摩川内市安全運転協議会年会費外1件の負担金が主なものでございます。

なお、19節負担金補助及び交付金で1億円の不用額がございます。これは、平成30年度予算を繰り越した旧高城西中学校の利活用助成金で、白いキクラゲ栽培で利活用を予定していた有限会社羽根田人工授精所が事業を断念したことから1億円が予算残となり、繰越予算でありましたことから減額補正ができなかったものでございます。

次に、95ページをお開きください。2款1項11目庁舎管理費は、支出済額4億488万5,867円で、機械室補助業務嘱託員の報酬等、本庁・支所庁舎宿日直警備及び駐車場整理業務委託外36件の委託、本庁舎空調設備更新工事外27件の工事、電話機30台外備品1件の備品購入、防火管理協会会費6件の負担金が主なものでございます。

次に、203ページをお開きください。下側でございます。11款4項1目現年公用・公共施設災害復旧費でございますが、財産活用推進課分の執行はありませんでした。

なお、以上説明しました歳出執行に当たって、50万円以上の予算流用で対応いたしました状況について説明いたします。

別冊の議会資料、50万円以上の節間流用一覧を御準備ください。

1ページの2番の1件でございます。普通財産を貸し付ける際、シロアリ被害の復旧工事が必要となり、工事請負費に不足が生じたため、委託料から126万5,000円予算流用し、工事執行したものでございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。

決算書の17ページをお開きください。一番上のほうになります。14款1項1目1節総務使用料のうち、財産活用推進課分は、土地改良区事務

所等に対する行政財産使用料でございます。

次に、25ページをお開きください。下側のほうになります。14款2項1目1節総務手数料のうち、財産活用推進課分は、保管場所使用承諾証明手数料でございます。

次に、49ページをお開きください。一番下のほうになります。17款1項1目1節土地建物貸付収入のうち、財産活用推進課分は、貸家料（自動販売機設置分）から次のページ貸地料までの6項目で、ポリテクカレッジ川内や入来職業能力開発校などの貸地料が主なものでございます。

なお、収入未済額が3件で41万2,600円でございます。

現年度分が1件で12万2,430円で、これにつきましては、竜仙館の貸付料で令和2年度中に分納することで協議し、現在まで協議どおり納付されている状況でございます。

残り、過年度分が2件でございまして、1件は26万1,120円で、平成26年度、旧野下小教職員住宅を東京のスポーツウェア製造会社に貸し付けておりましたが、業績不振により引き上げてしまい、連絡が取れない状況でありましたので、事務所所在地を訪問しましたが、法人の存在を確認できなかったことから、地方自治法施行令の規定により徴収停止を行ったところでございます。

もう1件は、2万9,050円で、樋脇町向湯団地の貸地料で、平成17年度に債務者が死亡し、相続人等は相続放棄をしており、収納が困難なことから徴収停止としたところでございます。

次に、53ページをお開きください。17款1項2目1節利子及び配当金のうち、財産活用推進課分は、南日本放送等の株式配当金収入及び市有施設保全基金利子収入でございます。

次に、55ページをお開きください。17款2項1目1節土地建物売払収入のうち、財産活用推進課分は、普通財産31件及び分譲宅地6区画の土地建物売払収入でございます。

次に、その下、17款2項2目1節物品売払収入のうち、財産活用推進課分は、公用車66台分の売払収入でございます。

次に、57ページをお開きください。19款1項60目市有施設保全基金繰入金で、遊休公共施設等増築及び改修助成金外施設設備補修等へ充当をいたしました。

次に、61ページをお開きください。21款5項4目1節雑入のうち、財産活用推進課分は、庁舎案内板広告掲載収入から自動車共済共済金までの10項目でございます。

次に、75ページをお開きください。21款5項5目1節違約金及び延滞利息でございます。宮内町の土地売買契約に伴う延滞金でございます。また、収入未済額が309万円でございます。平成18年度の大村高校跡地売買契約解除に伴う違約金で、納付書を事務所所在地に送付いたしておりますが、返送されてきており、連絡が取れない状況だったため、所在地を訪問しましたが、法人の存在を確認できなかったことから徴収停止としたところでございます。

続きまして、財産に関する調書について説明いたします。

369ページから370ページには、公有財産の土地及び建物、山林、動産及び物権について記載してございます。

371ページの有価証券の財産活用推進課分は、みずほフィナンシャルグループ、南日本放送、南日本銀行でございます。

372ページの出資による権利の財産活用推進課分は、下から5番目、薩摩川内市民まちづくり公社出捐金でございます。

373ページから375ページまでに、無体財産権、重要物品、債権の状況を記載してあります。

376ページから377ページに記載してあります基金の財産活用推進課分は、上から3番目、市有施設保全基金でございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。以上で、財産活用推進課の審査を終わります。

△税務課・収納課の審査

○委員長（徳永武次）次は、税務課及び収納課の審査に入ります。

まず、決算の概要について部長の説明を求めます。

○総務部長（田代健一）決算附属書の20ページをお開きください。

まず税務課では、納税義務者及び課税客体の適正な把握、課税事務の効率化を図り、公平かつ適正な課税に努めてまいりました。

20ページから23ページまで、市民税、固定資産税、軽自動車税と各税目の賦課事務の処理状況を示してございます。

また、23ページから24ページには国民健康保険税の状況と税務課所管に係る税外収入の事務処理の状況を記載しております。

次に、収納課は市税、国保税の徴収と滞納整理を主に担当しております。

25ページに収納事務の処理状況を示しております。

令和元年度におきましては、文書、電話等による納税催促、財産調査差押え、公売等を実施し、年度末には市税等滞納特別対策本部を設置して滞納対策に努めました。

今後も自主財源の安定的確保及び税負担の公平性を図る観点から、市税等の収納率の向上に努めてまいります。

**○委員長（徳永武次）** 次に、決算内容について当局の説明を求めます。

**○税務課長（佐多誠一）** 歳出につきまして、税務課分から御説明いたします。

決算書は、101ページになります。下のほう、2款2項徴税费1目税務総務費は、支出済額4億5,692万2,209円でございます。

備考欄、税務一般管理費は、行政事務嘱託員一人、これは土地調査の業務嘱託員でございます。その人件費と税務課、収納課及び8支所の税務担当職員64人分の職員給与等が主なものでございます。

次のページ、103ページをお開きください。上段の2目賦課徴収費は、支出済額3億3,348万7,867円です。

備考欄、賦課徴収事務費では、行政事務嘱託員4人——これは相続人調査業務嘱託員一人と家屋事前調査業務嘱託員3人でございます。その人件費と委託料といたしまして、固定資産税納税通知書作成等業務委託外24件、使用料及び賃借料といたしまして、地方税電子申告支援サービス利用料外5件が主なものでございます。

このほか、還付加算金57件及び市税等過誤納払戻金1,367件がございしますが、これは、主

には法人市民税の中間納付金の払戻しに係る還付加算金及び払戻金となります。

固定資産評価事業費は、令和3年度評価替に向けた固定資産土地評価業務委託外2件が主なものでございます。

予備費支出及び流用増減の欄につきまして1,780万7,000円となっておりますが、法人市民税の中間納付金の払戻し等に要する予算が7月中旬には予算不足となったことから5回ほど予備費充用し、執行したものでございます。

次に、別冊の議会資料、50万円以上の節間流用一覧の1ページを御覧ください。本課における50万円以上の節間流用は、1ページの3番の1件でございます。これは、市税歳出還付金が不足したため、事項、賦課徴収費の14節使用料及び賃借料から同事項、23節償還金利子及び割引料に51万円予算流用し、予算執行したものでございます。

以上が、50万円以上の節間流用の対応状況でございます。

収納率向上特別対策費及び徴収管理費は、収納課のほうから御説明いたします。

**○収納課長（山口隆雄）** 同じく103ページ、2目賦課徴収費のうち、収納課分について説明いたします。

備考欄の中段、収納率向上特別対策費で、主なものは、行政事務嘱託員採用の報酬及び社会保険料並びに職員手当等です。

次に、徴収管理費で主なものは、納税お知らせセンター運営業務委託外3件の委託料とお知らせセンター用パソコン等の備品購入費です。

**○税務課長（佐多誠一）** 続きまして、歳入について御説明いたします。

歳入につきましては、収納課分も合わせて御説明いたします。

9ページをお開きください。

1款1項市民税は、収入未済額44億4,707万8,112円でございます。不納欠損額は773件、1,115万9,553円。還付未済額は、個人分の3万3,742円。収入未済額は1億5,655万4,073円、件数は9,076件となっております。

2項固定資産税は、収入未済額81億3,034万5,896円でございます。不納欠損

額は2,689件、6,561万5,001円でございます。還付未済額は、現年分、滞納繰越分の合計3万6,200円。収入未済額は、4億3,167万2,169円、件数は2万4,256件となっております。

3項軽自動車税は、収入未済額3億4,946万8,804円でございます。不納欠損額は413件、172万6,981円。収入未済額は、1,858万1,383円、件数は3,318件となっております。

4項市たばこ税は、収入済額6億3,967万7,413円。

7項入湯税は、収入済額1,637万700円。

8項使用済核燃料税は、収入済額4億8,357万円で、使用済核燃料1,791体に課税いたしております。

以上、市税全体の収入済額は、ページ一番上になります。140億6,651万925円でございます。

不納欠損額は、全体で7,850万1,535円、件数は3,875件でございます。

収入未済額は、全体で6億680万7,625円。内訳は、現年課税分が1億559万4,841円、滞納繰越分が5億121万2,784円でございます。

備考欄の還付未済額は、合計で6万9,942円となっております。

以上が、市税についてでございます。

次に、25ページをお開きください。下段の14款使用料及び手数料2項手数料1目1節総務手数料のうち、税務課分は、備考欄下から10行目の資産等証明手数料、公簿閲覧手数料及び市民サービスコーナーにおける資産等証明手数料の計667万8,050円。

次に、27ページをお開きください。2節督促手数料は、収入済額286万311円。不納欠損額は31万5,600円。収入未済額は332万8,693円。還付未済額は500円でございます。

続きまして、47ページをお願いいたします。16款3項1目総務費委託金2節の徴収費委託金は、個人県民税の取扱い件数に応じて交付される県税徴収事務委託金で、収入済額1億3,602万7,517円でございます。

続きまして、57ページをお願いいたします。

19款2項特別会計繰入金1目1節国民健康保険事業特別会計繰入金のうち、収納課分は、収納率向上のために県から交付される国保調整交付金を収納課の事業費等に充てるために特別会計から繰り入れている繰入金で、収入済額は531万1,000円でございます。

次に、59ページをお願いします。21款諸収入1項延滞金、加算金及び過料1目1節延滞金は1,417万9,154円で、2目1節の過料はございません。

一番下の5項雑入1目1節の滞納処分費は、不動産鑑定委託料に係る滞納処分費でございますが、令和元年度は不動産公売に係る不動産鑑定委託を執行していないため、歳入がございません。

次に、2目1節弁償金のうち、税務課分は1万300円で、原動機付自転車の標識を紛失したときの弁償金65台分でございます。

同じく61ページの4目1節雑入のうち、収納課分は200万円で、相続財産管理人の選任に係る予納金返還金でございます。この予納金は、差押え不動産の所有者が死亡し、相続人不存在のケースで、不動産を公売するために平成30年度に裁判所に相続財産管理人選任の申立てを行い、支払っております。予定どおり公売を実施し、売却金は滞納市税等に充当いたしました。別途、滞納者の財産の残余金があり、財産管理人の報酬等はその中で賄われたため、予納金全額が令和元年度に返還されたものでございます。

最後に、財産に関する調書のうち、税務課分の債権、個人市民税特別徴収に係る翌年度分につきましては、375ページに記載してございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）差押え物件があるということで、この間の差押え物件数と金額の推移、うち国保税などが占める割合というのがお分かりでしょうか。

○委員長（徳永武次）ここでは所管が違いますよ。

○委員（井上勝博）まず、差押え物件数と金額の数は分かりますか。

○収納課長（山口隆雄）市税における差押え

件数ですが、不動産まで含めまして、不動産、債権を含めまして、令和元年度877件差押えを行っております。そのうち、対象となる滞納額は1億2,652万5,000円ほどでありまして、看過取り立て提示した金額は約で申し上げますが、2,400万円ほど今、税に充当しております。

○委員（井上勝博）この差押え物件というのは、一般的な住民税とかそういうものだけですか、この差押えは。これ所管が違うというふうに言われるけれども、この滞納差押えの中には国保税の滞納者の分はないというふうな理解でいいんですか。

○収納課長（山口隆雄）市税の滞納者と国保の滞納者、結局、それはかぶる人ももちろんそれはいらっしゃいます。なので、今まで話をしたのは市税に係る分ですが、その中にも国保税の滞納されている方がいますのでどちらに充当したかということにはなりますけれども、それは国保の方がいらっしゃるということはあります。○委員（井上勝博）所管が違うとおっしゃるんですけども、ちょっとね、例えば、国保税を滞納した方も差押えしますよね。それは保険年金課がやっているのではなくて、収納課じゃないんですか。

○収納課長（山口隆雄）差押えは、もちろん収納課で行います。ただ、国保税に関するにつきましたは、生活福祉委員会の所管になりますので。

○委員（井上勝博）差押えをしているわけだから、その差押えが国保の関係が入っているとおっしゃっているんですが、それがどのぐらい割合が入っているかということとは答えていただくことはできないわけですか。違うでしょう。

○委員長（徳永武次）私のほうからちょっと質問しますが、生活福祉委員会には収納課も入るんですか。

○収納課長（山口隆雄）はい。

○委員長（徳永武次）入っていれば、そちらでの質問でいいわけですね。

○委員（井上勝博）分かりました。じゃあ逆に、ちょっといいですか。じゃあ、国保税ではなくて、国保税以外の方で、どのぐらいの割合になっているんでしょうか。国保税以外で。

○収納課長（山口隆雄）おおよそ3分の2ぐらいが市税、3分の1が国保税となります。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

以上で、税務課及び収納課の審査を終わります。ここで、休憩します。再開は15時20分とします。

~~~~~

午後3時 3分休憩

~~~~~

午後3時18分開議

~~~~~

○委員長（徳永武次）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△契約検査課の審査

○委員長（徳永武次）次は、契約検査課の審査に入ります。

まず、決算の概要について部長の説明を求めます。

○総務部長（田代健一）決算附属書の29ページをお開きください。

契約検査課からは、建設工事等の入札契約に関する事務の外、工事等の検査を実施するとともに技術指導を実施しております。

令和元年度の取組につきましては、まず、入札契約運営委員会に関する事、それから（2）の工事及び工事に係る調査、測量設計の入札に関する事、それから入札等監視委員会に関する事、それぞれ記載のとおり実施しております。

最後に、（4）の工事等の検査に関する事では453件、104億9,338万9,400円につきまして検査を実施しました。

○委員長（徳永武次）次に、決算内容について当局の説明を求めます。

○契約検査課長（橋口 堅）初めに、歳出を説明いたします。

決算書の99ページをお開きください。2款1項14目契約管理費の支出額は2,041万6,025円で、主な支出内容は、入札等監視委員会委員の報酬、土木積算システムソフトウェア補修委託外11件、電子入札システム共同利用負担金外9件です。

次に、歳入を説明いたします。

決算書の25ページをお開きください。14款

2項1目総務手数料で契約検査課分は、備考欄の下から6行目、工事施工証明手数料930円です。  
**○委員長（徳永武次）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（徳永武次）** 質疑はないと認めます。  
以上で、契約検査課の審査を終わります。

#### △防災安全課の審査

**○委員長（徳永武次）** 次は、防災安全課の審査に入ります。

まず、決算の概要について危機管理監の説明を求めます。

**○危機管理監（佐多孝一）** 決算附属書の26ページをお開きください。

まず、1の交通安全対策の推進につきましては、高齢者が交通事故の当事者となる割合が高いことから、特に（1）と（2）において、高齢者ゆうゆうドライビングスクールや交通安全いきいきスクールを交通安全協会に委託して実施するとともに、交通事故の防止を図るため、（3）におきまして、地域、PTA、職域、交通安全協会との連携を強化し、交通安全室の普及、啓発を行いながら、各種交通安全教室を実施するとともに、（4）におきまして、おおつな心の交通安全プロジェクトとして、運転免許返納者へのタクシードライバーの交付、公共交通機関に啓発用のマグネットシートの配付やFMさつませんだいを利用した広報等を実施いたしました。

次に、2の防犯対策の推進につきましては、防犯思想の普及を図りながら（1）において、安全安心なまちづくりを推進するため、防犯用品を地区コミュニティ協議会や防犯ボランティア団体に配付いたしました。

また、（2）において、青色回転等を装着した車両による自主防犯パトロール活動の積極的な展開と結成促進を図るため、防犯パトロール活動に対する補助を24団体、193台に対して行ったところでございます。

次に、（3）において、犯罪防止及び事件、事故等の検証等を早期解決にするため、防犯カメラの設置を県道43号河口大橋交差点など外、計5台を設置したところでございます。

次に、27ページをお開きください。3の自衛官募集費につきましては、広報薩摩川内に自衛官募集費の掲載や担当者会議に出席のほか、薩摩川内市防衛協会の補助金を支出したところでございます。

次に、4の空き家対策事業につきましては、管理不全な状態にある空家等に対し、関係課と情報共有し、所有者等に対し、適正な維持管理を促したところでございます。

次に、5の災害予防応急対策その他の防災業務につきましては、（1）に記載のとおり、災害時にまずは自分の命は自分で守るという意識を高めさせていただくため、訓練や研修会、出前講座等を実施したところでございます。

次に、（2）につきましては、原子力防災等訪問事業として要配慮者宅を訪問し、原子力災害時の避難先、避難経路、バス集合場所等の説明、確認を行うとともに戸別受信機の使用法の説明や不具合の確認、災害時要援護者避難支援制度の説明等を行ったところでございます。

最後に、6に防災行政無線通信施設の維持管理につきましては、屋外拡声放送施設地域コミュニティ有線放送施設戸別受信機の維持管理を行ったところでございます。

**○委員長（徳永武次）** 次に、決算内容について当局の説明を求めます。

**○防災安全課長（堂元光信）** まず、歳出について御説明いたしますので、決算書の83ページをお開きください。2款1項2目秘書広報費は、支出済額1億6,536万697円でありましたが、このうち本課分は40万6,800円でありまして、

86ページの備考欄を御覧ください。中ほどの丸印でございまして、自衛官募集事務費で、薩摩川内市防衛協会補助金でございまして、

次に、95ページをお開きください。2款1項12目市民相談交通防犯費は、支出済額4,839万9,298円でありまして、このうち本課分は2,208万9,717円でございます。

次に、98ページをお開きください。支出の主なものを御説明いたしますので、備考欄を御覧ください。

交通安全対策費は、交通安全教育普及啓発事業業務委託、薩摩川内警察署管内交通安全会議連合会負担金外2件でございまして、

丸印、二つ下の丸印でございます。防犯対策費は、防犯カメラ保守点検業務委託、防犯カメラ5台の備品購入費、薩摩川内地区防犯協会負担金外5件の負担金が主なものでございます。

次に、175ページをお開きください。9款1項6目災害対策費の支出済額は2億9,161万9,942円ですが、このうち本課分は1億5,216万8,623円です。

176ページの備考欄のほうを御覧ください。支出の主なものを御説明いたします。

丸印災害予防応急対策費では、防災会議委員報酬、防災サポーター年間報酬、災害対応時等の職員時間外手当等の人件費のほか、防災用気象観測システム保守点検業務委託外22件の業務委託、港地区体育館施設整備工事外1件の工事請負費、消防・防災ヘリコプター運航連絡協議会市町村負担金外11件が主なものでございます。

次に、178ページをお開きください。備考欄のほうで御説明いたします。

丸印防災行政無線通信施設管理費では、防災行政無線デジタル通信施設保守点検業務委託外5件のほか、防災行政無線屋外拡声子局移設工事外9件の工事請負費、地区コミュニティ無線戸別受信機300台購入外3件の備品購入費が主なものでございます。

なお、工事請負費につきましては、繰越明許費で執行しております。

175ページにお戻りください。

6目災害対策費の不用額につきまして、1節報酬についてですが、災害発生時における防災サポーター出動報酬、3節職員手当について、災害発生時における職員の時間外勤務手当、15節工事請負費の不用額のうち防災安全課分142万748円ですが、地区コミュニティ無線子局オートリセットブレーカー取付工事などの執行残であります。

次に、別冊の議会資料50万円以上の節間流用一覧の1ページを御覧ください。本課における50万円以上の節間流用は、1ページの4番の1件でございます。

PAZ圏内の峰山地区コミュニティセンターなどの放射線防護施設に無停電電源装置を設置したことにより電気使用料が増加し、自治会等への電気料金の負担金が不足したため、災害対策費の

13委託料から同事項19節負担金補助及び交付金に76万4,000円を予算流用し、予算執行したものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

決算書のほうにお戻りいただきまして、決算書の25ページでございます。14款1項8目消防使用料で、本課分は、26ページ備考欄の米印で防災安全課にありますとおり、下甌地域緊急避難施設の敷地にあります電柱等の行政財産使用料で1万8,210円でございます。

次に、37ページをお開きください。15款3項1目総務費委託金で、本課分は、38ページ備考欄の米印、防災安全課にありますとおり、自衛官募集に係る募集事務地方公共団体委託金で2万円でございます。

次に、45ページをお開きください。16款2項7目消防費補助金では、本課分は、46ページ備考欄米印、防災安全課にありますとおり、原子力防災屋内退避施設維持管理費補助金1,329万8,883円、原子力発電施設緊急時安全対策補助金211万9,399円でございます。

次に、61ページをお開きください。21款5項4目雑入で、本課分は、62ページ備考欄下段のほうで、米印で防災安全課にありますとおり、薩摩川内警察署管内交通安全会議連絡会負担金返納金（過年度分）62万6,000円と全国市長会防災・減災費用保険金300万円でございます。

次に、財産に関する調書のうち、防災安全課分の県防犯協会及び県暴力追放推進センターの出捐金については、372ページ中ほどに記載してございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（杉藺道朗）防犯対策費の関係でカメラの設置を進めていらっしゃるようですが、まず、この累計台数、設置数を教えてください。

それから、当然、このカメラを設置することによる防犯対策になるわけですが、これまでやってこられてその効果といえましょうか、その辺りの現状をどのようにまず把握されているのか。

もう1点、実際は、万が一のこういう犯罪とか起きたときにそのカメラのデータの照会等をされ

るんですけども、今日までにおいてそのような実情があったか、またそれが役立ったことがあるのか、そこをちょっと示してください。

○防災安全課長（堂元光信）防犯カメラの設置台数についてですが、本課が設置しておりますのは、40台防犯カメラを設置しております。

効果についてでございますが、警察機関等から照会がございます。ただ、やはり捜査上に支障があるということで、その内容、それから結果についてはちょっと報告を受けておりませんが、やはり捜査の一助、支援にはなっているかと思えますし、主に主要道路にカメラを置いてございますので、やはり抑止力というところから、よく市民の方々からそういう面もあるよねという声は聞いておりますので、そういうところが効果かなと思っております。

最後のもう一つの質問ちょっと。もう一回お願いします。

○委員（杉藺道朗）データ等、当然、蓄積されるわけ、カメラの映像データ等はしっかり管理はされていますけれども、実際に、今までの中でそういう犯罪が発生して、後のデータ提供的なものがいわゆる犯人検挙につながったとかそういう実情があるのか。もしくは交通事故等交差点であって、その事故の過失割合等々でそういうカメラのデータが使われた経緯があるのかなと、その確認です。

○防災安全課長（堂元光信）すいません、先ほど説明で不足しておりました。警察機関から照会がございますと、当然、データの提供を求められております。当然、限定した期日、場所等を警察機関から頂いてそのデータを提供をしているところでございますが、先ほども申しましたが、捜査に支障があるということで、実際にどのような案件なのか、それが検挙につながっているのかということまで報告は頂いていないところです。

○委員（杉藺道朗）分かりました。守秘義務的なところもあるし、警察も情動的な開示というのはなかなかだと思います。それはさて置いて、年次的に整備をされてきていますし、冒頭申されましたとおり、非常に周りに抑止効果、カメラがあることによる市民の安全のそういう確保という部分も十分理解できますので、予算の範囲でしっかりと増やす方向で検討していただければ

など要望して、以上です。

○委員（井上勝博）自衛官募集事務についてなんですけれども、この年度で自衛隊、鹿児島地方本部に提出された資料の内訳はどうなっているか教えてください。

○防災安全課長（堂元光信）昨年度提供しておりますのは、満18歳になられる方、966名、22歳になられる方、694名の1,660名の情報提供をしております。

○委員（井上勝博）これ男女別は分かりますか。

○防災安全課長（堂元光信）すいません、ちょっと手元に男女別を持ち合わせておりません。

○委員（井上勝博）この自衛官の募集事務について、従来から私は、これは個人情報を扱う問題として、大きな問題があったというふうに指摘しているんですね。それで、こういう個人情報が本当に利用されて、募集のために名簿を提出することというのを自衛隊しかしていないわけですが、この効果、先ほども何か効果というのがあったんですけど、効果というのは、例えば、提出したんだからどれだけの、薩摩川内市でどれだけの人が募集をされ、採用されたとか、そういう話は情報提供というのはされるんですか。

○防災安全課長（堂元光信）募集の効果ですけども、令和元年度で自衛隊のほうに入隊された人数というのは報告をもらっております。令和元年度では、合わせて22名の方が入隊されているという報告を受けております。

○委員（井上勝博）この22名は、薩摩川内市民ということ報告を受けているんですか。

○防災安全課長（堂元光信）協会のほうから人数の報告を頂いている状況でございます。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

以上で、安全防災課の審査を終わります。

△原子力安全対策室の審査

○委員長（徳永武次）次は、原子力安全対策室の審査に入ります。

まず、決算の概要について危機管理監の説明を求めます。

○危機管理監（佐多孝一）決算附属書の

28ページをお開きください。

1、原子力発電所に係る広報調査事業につきましては、原子力発電に関する知識の普及及び原子力発電施設の安全対策等について行われる連絡調整と川内原子力発電所に係る広報調査等交付金事業として次の事業を実施いたしました。

(1)の調査事業におきまして、市原子力安全対策連絡協議会の開催、市原子力安全対策連絡協議会委員を対象とした女川原子力発電所の視察や、職員を対象とした福島第一原子力発電所視察及び全職員を対象とした放射線に関する研修を実施しました。

次に、(2)の広報事業では、原子力広報薩摩川内の作成、配付のほか、夏休み親子見学会などを行いました。

次に、(3)の連絡調整事業では、全国原子力発電所所在地市町村協議会では、総会等を行うとともに県との意見交換を実施いたしました。

○委員長(徳永武次) 次に、決算内容について当局の説明を求めます。

○原子力安全対策室長(祁答院欣尚) それでは、決算の内容につきまして、歳出から御説明いたしますので、まず、決算書の101ページをお開きください。

2款1項16目原子力対策費の事項、広報調査事業費で、決算額は1,207万7,399円でございます。

備考欄を御覧ください。主な支出は、川内地域自治会文書送達業務委託の外5件の委託料、放射線測定器2台に備品購入費、全国原子力発電所所在地市町村協議会負担金外3件の負担金のほか、年4回発行の原子力広報に係る印刷製本費、市民公募による川内原子力発電所の安全対策等の視察研修に係る経費等が主な支出でございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、39ページをお開きください。

16款2項1目総務費補助金、うち3節広報調査等交付金1,584万4,924円、補助率は10分の10で収入未済額はございません。

○委員長(徳永武次) ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員(井上勝博) 原子力安全対策室の附属書の中で、市原子力安全対策連絡協議会委員を対象

とした女川原子力発電所の視察と、それから職員を対象にした福島第一原子力発電所の視察などが行われておりますけれども、これはいつ、何人ぐらいで行かれ、また、その報告書というのはどういう管理というか、公開をされていらっしゃるのでしょうか。

○原子力安全対策室長(祁答院欣尚) まず、川内原子力安全対策連絡協議会委員の女川原子力発電所視察でございますが、委員9人で、さらに随員職員も含めまして11人で、10月17日から19日にかけて実施をいたしております。それぞれ報告書を徴収させていただいております。それは原子力安全対策室のほうで保管をしております。次の委員会のときなどに主な意見として御報告させていただいております。

それと原子力広報にももちろん御案内させていただいております。全てというわけにはいきませんが、主な意見として御案内させていただいております。

それと、職員を対象とした福島第一原子力発電所の視察、これにつきましては、職員13名を対象に11月6日から8日にかけて視察をさせていただいております。これにつきましても、職員でございますので出張復命という形で、原子力安全対策室で保管をさせていただいております。

○委員(井上勝博) その報告書などは閲覧できるんですか。

○原子力安全対策室長(祁答院欣尚) 原子力安全対策連絡協議会の報告書につきましては、個人の一応名前も記載させていただいてこちらに寄せていただいておりますので、開示ということには一応任意文書ということでこちら参考まで頂いているということでございまして、開示ということ、御案内はさせていただいているという、主な意見として次の会議、あと原子力広報によって開示させていただいているというふうに考えております。

それと、あと職員の視察の報告書等も含めてでございますけれども、これは公文書でございますので、開示の対象にはなるかと思っております。

○委員長(徳永武次) 質疑は尽きたと認めます。

以上で、原子力安全対策室の審査を終わります。

△選挙管理委員会事務局の審査

○委員長（徳永武次）次は、選挙管理委員会事務局の審査に入ります。

それでは、当局の説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（坂元久徳）まず、主要施策の成果について説明をいたします。

決算附属書の165ページをお開きください。

1の選挙管理委員会の運営につきましては、選挙管理委員会を選挙人名簿登録関係等で計12回開催しております。各種選挙人名簿の調整については、資料に記載のとおりです。

2の選挙啓発費につきましては、薩摩川内市明るい選挙推進協議会と連携して、小・中・高校の児童生徒への明るい選挙啓発ポスターコンクールや習字コンクールの開催のほか、各地区でのイベント等での啓発活動や参議院議員選挙に合わせて臨時啓発活動を行っております。

また、将来の有権者である子どもたちを対象に、出前授業を小学校2校において実施しております。

3の各種選挙の執行につきましては、鹿児島県議会議員選挙が3月29日告示、4月7日投票日という年度をまたぐ日程であったことから、4月1日以降要した選挙事務従事者への報酬や委託料等の執行を行っております。また、参議院議員通常選挙が7月21日執行されたことから、事務に要する費用を執行したものです。

次に、決算状況について歳出から説明をいたします。

決算書の105ページをお開きください。2款4項1目選挙管理委員会費は、支出済額2,891万1,966円です。主な支出は、選挙管理委員会委員の報酬及び事務局職員の給与のほか、全国市区選管連合会分担金などでございます。

次に、2目選挙啓発費は、支出済額106万4,610円です。主な支出は、さつま町と構成する明るい選挙推進協議会薩摩支会負担金等や参議院議員選挙で臨時啓発に使用する消耗品等の購入、本市明るい選挙推進協議会の九つの支会委員の啓発等の出会手当と旅費などでございます。

次のページをお開きください。3目選挙費は、支出済額7,101万5,598円です。主な支出は、昨年執行の鹿児島県議会議員選挙及び参議院議員通常選挙に要した投票事務従事者の人件費等のほか、公営ポスター掲示板の設置撤去業務委

託等でございます。

次に、歳入について御説明をいたします。

47ページをお開きください。16款3項1目総務費委託金のうち選挙管理委員会事務局分は、4節選挙費委託金で、参議院議員選挙に係る委託金等7,116万72円でございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、選挙管理委員会事務局の審査を終わります。

△会計課の審査

○委員長（徳永武次）次に、会計課の審査に入ります。

それでは、当局の説明を求めます。

○会計課長（脇園和文）それでは、まず会計課の決算に伴う主要施策の成果について御説明申し上げますので、決算附属書の149ページをお開きください。

1の会計管理費の表ですが、会計課におきましては会計管理費の1事項のみで、会計事務に要する経費を支出しております。

次に、2の審査出納に関することですが、

(1)本年度も地方自治法の指定に基づき、歳入歳出決算書を調製したところです。

(2)の歳計現金、運用基金及び歳入歳出外現金の状況につきましては、毎月開催されます例月出納検査に報告しており、日々、基金、現金の確実な保管及び運用と正確、迅速な審査出納事務に努めているところです。

(3)では、支払証票等の件数を、(4)では、指定金融機関及び収納代理金融機関別、(5)では、コンビニ別のそれぞれ取扱件数並びに収納金額等をお示ししております。

次に、令和元年度会計課の歳入歳出決算について、まず歳出から御説明いたしますので、決算書の85ページをお開きください。

最下段になりますが、2款1項4目会計管理費、事項、会計管理費の1事項のみで、支出済額が2,000万8,111円です。

歳入内訳といたしましては、行政事務嘱託員報

酬1名分、報酬、賃金に係る社会保険料がそれぞれ1名分、コンビニ代行収納業務手数料外8件と、次のページになりますが、OCRシステム機器一式保守業務委託外2件が主な支出です。

次に、歳入につきまして、決算書の57ページをお開きください。

一番下になりますが、19款2項1目1節国民健康保険事業特別会計繰入金、うち会計課分は、次のページ備考欄のほうに記載のとおり、153万6,000円で、国民健康保険税収納率向上に係る経費を繰入金として受け入れたものです。

次に、同じく59ページの中ほど、21款2項1目1節預金利子で、収入済額が128万5,267円です。これは歳計金の預金利子になります。

なお、歳入において、不納欠損額、収入未済額はありません。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。以上で、会計課の審査を終わります。

#### △公平委員会事務局の審査

○委員長（徳永武次）次は、公平委員会事務局の審査に入ります。

それでは、当局の説明を求めます。

○公平委員会事務局長（茶園勝久）主要施策の成果について説明申し上げますので、決算附属書の166ページをお開きください。

令和元年度は、公平委員会に対して職員からの勤務状況に関する措置の要求等についてはいずれもありませんでした。

また、5月と12月の計2回委員会を開催し、管理職等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定及び職員団体の登録事項の変更につきまして御審議いただいたところでございます。

次に、歳入歳出決算書について説明申し上げます。

決算書の95ページをお開きください。2款1項9目公平委員会費の支出済額は50万6,094円です。

備考欄を御覧ください。歳出済額の主なものは、公平委員会委員の3人分の報酬、全国公平委員会連合会会費等です。

なお、歳入はございません。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。以上で、公平委員会事務局の審査を終わります。

#### △監査事務局の審査

○委員長（徳永武次）次は、監査事務局の審査に入ります。

それでは、当局の説明を求めます。

○監査事務局長（茶園勝久）主要施策の成果について説明申し上げますので、決算附属書の167ページをお開きください。

令和元年度に実施いたしました主な監査等は、本庁及び8支所、診療所、学校等の定期監査、財政援助団体等の監査、例月出納検査、決算審査、財政健全化審査であります。

実施いたしました監査等の結果につきましては、議員の皆様にもお知らせしているところであります。

次に、歳入歳出決算書について説明申し上げますので、決算書の95ページをお開きください。2款6項1目監査委員費の支出済額は3,525万1,253円です。

備考欄を御覧ください。支出額の主なものは、監査委員3人分の報酬、職員4人分の給与費、全国都市監査委員会会費等です。

なお、歳入についてはございません。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。以上で、監査事務局の審査を終わります。

#### △議事調査課の審査

○委員長（徳永武次）次は、議事調査課の審査に入ります。

まず、決算の概要について、局長の説明を求め

ます。

○**議会事務局長（道場益男）** 決算附属書の185ページをお願いします。

令和元年度は、定例会が4回開催されております。本会議の日数、委員会の開催日数、案件の処理件数等につきましては記載のとおりでございます。

○**委員長（徳永武次）** 次に、決算内容について、課長の説明を求めます。

○**議事調査課長（堀ノ内 孝）** まず、歳出について御説明します。

決算書の81ページをお開きください。1款1項1目議会費で、支出済額2億8,397万3,660円であります。

備考欄を御覧ください。議会活動費につきましては、議員の皆様への報酬、期末手当、共済負担金、費用弁償、政務活動費が主なものであります。

次に、議会管理費につきましては、嘱託員一人の報酬、引率職員8人の職員数及び議会だより印刷の外2件の印刷製本費、本会議及び委員会反訳業務委託の外9件の業務委託、委員会インターネット映像配信機器の備品購入、全国市議会議長会負担金の外8件の負担金が主なものでございます。

次に、不用額の主なものでありますが、19節の負担金補助及び交付金の66万4,830円は、委員への政務活動費補助金の執行残が主なものでございます。

なお、予算の流用はございませんでした。

次に、歳入について御説明しますので、決算書の76ページをお開きください。

21款5項4目雑入でございます。備考欄のページ中ほどが議事調査課でございます。タブレット端末通信料個人負担分34万5,600円で、収入未済はございません。これは、一昨年導入しましたタブレット端末について、通信料の個人負担分として議員に6分の1を負担いただいているものでございます。

○**委員長（徳永武次）** ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（徳永武次）** 質疑はないと認めます。

以上で、議案第123号決算の認定について（令和2年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

のうち、本委員会付託分について質疑が全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「討論あり」と呼ぶ者あり]

○**委員長（徳永武次）** ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本決算の認定に反対の討論はありませんか。

○**委員（井上勝博）** 今回の決算の中で、やはり見過ごすことができないのが、自衛隊の自衛官募集事務に当たって、氏名、住所、生年月日、性別の4項目の名簿を提供している問題です。これについては、156回国会で片山国務大臣が、「あくまでもこれは要請であるという答弁がありまして、要請であるので断ることもできる」という内容であります。仮に提出する場合は、本人に断るということが最低限必要だと思うんですけども、断りなく提出しているということによって個人情報自衛隊に提出するという点について、それは市民が、そのことを知った市民は非常に怒りに至る方がいらっしゃるわけで、ですから、そういう立場から決算の認定ができません。

○**委員長（徳永武次）** 次に、賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（徳永武次）** 反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（徳永武次）** 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（徳永武次）** これで討論を終わります。

採決します。採決は起立により行います。本決算を認定すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**委員長（徳永武次）** 起立多数であります。よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

以上で、議事調査課を終わります。

△委員会報告書の取り扱い

○**委員長（徳永武次）** 以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめにつ

いては委員長に一任いただきたいと思います。ついでには、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

---

△閉 会

○委員長（徳永武次）以上で、総務文教委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会  
委員長 徳 永 武 次